平成13年度において講じようとする 男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策

第1章 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

1 国の審議会等委員への女性の参画の促進

政府は、国の審議会等委員における女性の登用の促進について、男女共同参画推進本部が 決定した「平成17年(西暦2005年)度末までのできるだけ早い時期に」「「30%」を達成する よう鋭意努めるものとする」という目標の達成に向け、取組を推進する。

日本学術会議においては、平成12年6月に定めた「女性会員比率を今後10年間で10%まで 高める」という目標に向け、女性科学者の登用に努める。

2 女性国家公務員の採用・登用等の促進

平成13年度は男女共同参画社会を実現していく上で節目となる特に重要な時期に当たっているとの認識の下,人事院においては、更に積極的・計画的な取組として,

- ① 各府省における女性の採用・登用の状況及びその拡大に向けた取組の実情の把握・公表
- ② 幅広い職務経験の付与を通じた女性の計画的育成など女性の採用・登用の拡大に向けた施策を各府省が計画的に着実に推進するための指針の策定に向けた検討などを進めることとしている。

また、各府省においては、策定された指針を踏まえ、女性の採用・登用の拡大に向けた施策に関する計画を策定するなど、総合的かつ計画的な取組を推進することとしている。

なお,各府省の人事管理の基本方針である「平成13年度における人事管理運営方針」(平成13年3月28日総務大臣決定)においても、「女性の国家公務員の採用・登用等の促進に向けた施策に関する計画を策定するなど、総合的かつ計画的に取組を推進する」旨明確にされているところである。

第2節 地方公共団体等における取組の支援,協力要請

1 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援

内閣府では、「女性の政策決定参画状況調べ」を実施し、女性の参画に向けた地方公共団体の自主的取組を促す。

2 女性地方公務員の採用・登用等に関する要請等

総務省においては、地方公共団体に対して、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の定める平等取扱いと成績主義の原則に基づき、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等に積極的に取り組むよう要請を行うこととしている。

警察では、女性警察官の積極的採用及び活用を更に推進することとしている。

消防においては、女性消防吏員及び女性消防団員の採用とその能力活用並びに働きやすい 環境の整備を積極的に推進することとしている。

第3節 企業。教育・研究機関。その他各種機関・団体等の取組の支援

文部科学省では、引き続き大学における女性の教員の採用の意義にかんがみ、各大学において男女共同参画の視点に立った教員採用が行われるよう、各種会議等の機会を通じて関係者に対し配慮を促すこととしている。

第4節 調査の実施及び情報・資料の収集,提供

1 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施

内閣府では、「女性の政策決定参画状況調べ」を取りまとめる。

2 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供

(1) 女性の人材に関する情報のデータベースの構築及びネットワーク化の検討

内閣府では、国の審議会等委員への女性の登用促進を主な目的として構築された女性人材 データベースの拡充を図る。

独立行政法人国立女性教育会館女性教育情報センターでは、女性に関する各種の文献情報等の収集・整備・提供を行っているが、インターネットのホームページ上で公開している各種データベースを女性の人材情報として利用できるように、平成13年度も引き続きデータの蓄積を推進することとしている(アドレスhttp://www.nwec.go.jp)。

(2) 女性リーダーの養成

文部科学省では、都道府県が実施する女性の学習に関する事業に対して助成を行い、修了 者が学習活動の成果をいかし、地域の指導者として活躍できるよう支援する。

3 政策・方針決定過程の透明性の確保

情報公開法制については、平成13年4月から施行される行政機関の保有する情報の公開に

関する法律(平成11年法律第42号)の的確な運用に努める。政策評価制度については、府省における政策評価の実施の指針となる「政策評価に関する標準的ガイドライン」(13年1月政策評価各府省連絡会議了承)に沿って、全政府的に着実な実施を推進する。

総務省では、国民一人一人が政治や選挙に関心を持つとともに、投票への参加が推進されるよう、常時啓発及び参議院議員通常選挙における臨時啓発に努める。

第2章 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の 見直し, 意識の改革

第1節 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

男女共同参画会議では、「影響調査専門調査会」において、男女共同参画影響調査を実施することとしている。さらに、これらを円滑に実施し、かつ実効あるものとするため、専門家の協力を仰ぎながら、研究を行うこととしている。

家族に関する法制については、男女平等等の見地から、選択的夫婦別氏制度の導入や、再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正について更に検討を進める。

個人所得課税については、経済社会の構造変化などに応じて、基幹税としての役割、課税ベースとしての所得の捉え方等にも留意しつつ抜本的に見直す必要があり、その際、配偶者に係る控除についても、平成12年7月の政府の税制調査会の中期答申でも述べられているように、女性の社会進出、男女共同参画社会の進展などを踏まえ、税負担能力(担税力)の減殺を調整するといった所得控除の趣旨や他の基礎的な人的控除とのバランス、制度の簡明性などの観点から、その在り方について検討を加える必要があり、今後、国民的な議論によって検討されるべき課題であると考える。男女共同参画社会の実現は、我が国社会の在り方を決定する重要な課題の一つであり、税制面においても、このような動きを踏まえながら、就業や婚姻など個人のライフスタイルの選択に対する公平性・中立性を損なうことのないよう、引き続き検討を行うこととしている。

女性と年金の在り方について指摘されている問題については、平成12年度に引き続き、厚生労働省の「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」において、民事法制、税制、他の社会保障制度等との関連や諸外国の動向、社会実態など幅広く研究しながら検討を進める。

第2節 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

1 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

平成13年度より、6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施することとしており、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下、全国的に各種行事を行い、広報啓発活動を行うこととしている。

全国の人権擁護機関では,男女共同参画に関する国民の認識を深めるため,「人権週間」

を始め、あらゆる機会を通じて、全国的に啓発・広報活動を推進する。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。)を一層定着させ、男女の均等取扱い等の確保を図るため、労使を始め関係者に対して、第16回男女雇用機会均等月間(6月)を中心にあらゆる機会をとらえて効果的な広報啓発活動を実施する。

2 多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進

一般国民,地方公共団体,行政機関の連携を図り,全国及び地域での取組を推進するため,「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」,「男女共同参画宣言都市奨励事業」及び「男女共同参画フォーラム」を開催する。

また,男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)の活動を通じ,幅広く各界・ 各層との情報・意見交換を行う。

第3節 法識字の強化及び相談の充実

法務省の人権擁護機関においては、今後も引き続き、常設の人権相談所において相談を受けるとともに、「女性の人権ホットライン」の設置など、夫・パートナーからの暴力やセクシュアル・ハラスメント等女性の人権問題を取り扱う人権相談をより一層積極的に実施する。また、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、その内容を充実させるよう努める。

文部科学省では、学校教育や社会教育において、女性の人権に関して、正しい知識の普及 が図られるよう努める。

第4節 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

1 統計調査等の充実

総務省では、引き続き、統計法(昭和22年法律第18号)及び統計報告調整法(昭和27年法律第148号)に基づく統計調査の実施についての審査・調整等の際にジェンダーに配意することとしている。

独立行政法人国立女性教育会館では、女性及び家族に関する統計データベースの更新を行うとともに、インターネットのホームページ(http://www.nwec.go.jp)でより使いやすいデータの公開と提供を行うこととしている。

第2章 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

2 無償労働の数量的把握の推進

総務省では、国民の生活時間の配分及び主な活動を明らかにするため、平成13年社会生活 基本調査を実施し、家事、育児、介護・看護等無償労働の時間量の実態把握に資する基礎資料を提供することとしている。

第3章 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の 確保

第1節 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

1 男女雇用機会均等法の履行確保

(1) 均等取扱いのための行政指導等の実施

都道府県労働局では、男女差別的な取扱いを実施している企業に対して、都道府県労働局 長の助言、指導等により均等法違反の是正を図るとともに、採用、配置、昇進等における男 女労働者間の格差が大きい企業に対しては、積極的取組(ポジティブ・アクション)を行う よう促す。

(2) セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮の徹底

都道府県労働局は、事業主が、均等法に沿った実効あるセクシュアル・ハラスメント防止対策の実施と、事案が生じた場合の迅速かつ適切な対応が図られるよう、均等法及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」(平成10年労働省告示第20号)の内容について一層の周知を図るとともに、措置を講じていない事業者に対しては行政指導により措置の実施を求める。

(3) コース等で区分した雇用管理に関する留意事項の周知徹底

コース等で区分した雇用管理制度を導入している企業に対し,「コース等で区分した雇用 管理についての留意事項」の周知徹底及び是正指導を行う。

(4) 個別紛争の解決援助

都道府県労働局では、女性であることや妊娠・出産を理由とする解雇等の男女差別的取扱いに関する女性労働者と事業主との間の個別紛争については、都道府県労働局長による助言、指導等及び機会均等調停委員会の調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図る。

また,これらの措置が十分活用されるよう,都道府県労働局や機会均等調停委員会の役割 や機能について,女性労働者等に積極的に周知する。

(5) 女子学生の就職問題に関する施策の推進

厚生労働省は、企業の担当者に均等法に基づく男女均等な選考ルールを徹底する必要があるため、啓発資料を作成し、都道府県労働局において、採用担当者等を対象とした集団指導を実施し、女子学生の就職に関する均等な機会の確保を図ることとしている。

また、都道府県労働局では、企業における女子学生の採用実績について把握し、男女差が

第3章 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

大きい企業に対しては助言, 指導等を実施する。

(6) 女子船員の待遇の確保対策

均等法及び同法に基づく指針について、周知や指導等を引き続き行い、女子船員がその能力を充分に発揮する機会を確保するための環境を整備するよう努めていく。

また,均等法に基づく新たな指針を策定し,女子船員の地位の一層の向上を図っていくこととする。

2 企業における女性の能力発揮のための積極的取組(ポジティブ・アクション)の推進

(1) 国民的気運の醸成

厚生労働省は、女性労働者の能力発揮を促進し、その活用を図るため、ポジティブ・アクションを推進している均等推進企業に対し、厚生労働大臣表彰及び都道府県労働局長表彰を 実施する。

(2) 企業のポジティブ・アクション取組の推進

厚生労働省は、セミナーの実施や取組マニュアルの作成等によるポジティブ・アクションの自主的な取組を促す。また、経営者団体との連携の下に企業に対する働きかけを行うなどにより、ポジティブ・アクションの推進を図ることとしている。

3 男女均等を確保する方策等についての幅広い検討

いわゆる間接差別については、どのようなケースが差別となるのかについて、合意形成の ための十分な議論が必要であり、諸外国の施策や判例の収集に努め、引き続き検討を行う。

第2節 母性健康管理対策の推進

(1) 労働基準法上の母性保護

厚生労働省では、労働基準法(昭和22年法律第49号)に定められた母性保護規定(産前・ 産後休業、妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限等)が遵守されるよう、事業主に対し、 監督、指導等を行う。

(2) 男女雇用機会均等法上の母性健康管理

厚生労働省では、均等法に基づいて母性健康管理対策を推進する。

ア 均等法,省令及び指針等の周知徹底

均等法により事業主の義務とされている妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置について周知徹底を図る。

また、事業主が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるようにするため、医師等の指導事項を事業主に明確に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用の促

進を図る。

イ 母性健康管理指導医による指導等

母性健康管理対策の推進に当たり、都道府県労働局に母性健康管理指導医を配置し、女性 労働者の妊娠中及び出産後の健康管理その他母性保護に関し、事業主等への集団指導等を行 う。

ウ 事業所内における母性健康管理体制整備の促進等

事業所内の産業医等産業保健スタッフへの研修を実施するとともに,小規模事業所の事業 主,女性労働者等を対象とした母性健康管理相談事業を実施する。

(3) 女子船員に対する保護

船員法(昭和22年法律第100号)の規定の遵守を図るとともに、均等法に基づく「妊娠中及び出産後の女子船員が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」(平成10年運輸省告示第23号)に基づき、女子船員の母性保護について事業主が適切な措置を図るよう努めていく。

第3節 女性の能力発揮促進のための援助

1 在職中の女性に対する能力開発等の支援

(1) 情報提供,相談,研修等の拡充

厚生労働省では、職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、研修等を受けられる機会の拡充を図る。また、「女性と仕事の未来館」において、女性の能力発揮のためのセミナーや相談、働く女性に関する情報の提供等を行い、働く女性の支援事業を総合的に実施する。

(2) 公共職業訓練等の推進

国,都道府県等が設置・運営する公共職業能力開発施設において,求職者,在職者,学卒 者等に対する職業訓練を実施する。

また,事業主等が行う教育訓練を支援するため,生涯能力開発給付金の活用等のほか,公 共職業能力開発施設における在職者に対する訓練の実施,事業主等に対する同施設の貸与, 同施設の職業訓練指導員の派遣などを行う。さらに,職業能力開発に関する情報提供・相談 援助等を行う。

(3) 労働者の自発的な職業能力開発の推進

労働者の自発的な職業能力開発を推進するため,教育訓練給付制度の活用のほか,労働者の自発的な取組を支援する事業主に対する助成,情報提供・相談援助等を行う。

2 再就職に向けた支援

ア 再就職希望者に対する支援

育児・介護等のために退職し、将来的に再就職を希望する者に対し、引き続き、セミナーの実施、情報提供、自己啓発への援助を行う。

また、インターネットを活用した再就職支援プログラムを試行的に実施する。

イ 両立支援ハローワークにおける再就職支援

就業の意欲と能力がありながら育児・介護・家事の負担のためにすぐには就業できない者 等に対し、育児・介護・家事と職業の両立を支援する。

ウ 再雇用制度の普及促進

再雇用制度については、引き続き、好事例集等企業向け資料を活用することにより、制度 の普及促進を図る。

第4節 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

1 パートタイム労働対策の総合的な推進

(1) パートタイム労働法及び指針の周知・徹底等

ア パートタイム労働法及び指針の周知徹底

厚生労働省では、「パートタイム労働旬間」(11月1日~10日)を中心に、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。以下「パートタイム労働法」という。)及び同法に基づく「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」(平成5年労働省告示第118号。以下「指針」という。)に基づき指導等を行う。また、パートタイム労働法第5条に基づく短時間労働者対策基本方針の改定に向けた検討を行うこととしている。

イ パートタイム労働者と通常の労働者との均衡考慮に係る労使の取組への支援 厚生労働省では、「パートタイム労働に係る雇用管理研究会報告」の内容について、事業 主、事業主団体、労働組合等へ情報提供を行い、労使の取組を支援する。

ウ 短時間雇用管理者の選任等の促進

厚生労働省では、短時間雇用管理者の選任の促進に努めるとともに、短時間雇用者等を対象に講習会を開催する。

- エ 短時間労働援助センター
- (ア) パートタイム労働者の雇用管理の改善等に関する助成金の支給
- a 中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金

雇用するパートタイム労働者に、一定の雇用管理面での改善を図る等他の事業主の模範となる取組を行う中小企業事業主に助成金を支給する。

- b 事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金
- パートタイム労働者の雇用管理改善等のための活動に取り組む事業主団体に助成金を支給する。
 - (イ) 雇用管理アドバイザーによる情報提供,相談援助の実施 対象者に応じた効果的な情報提供,相談援助を実施する。
 - (ウ) パートタイム労働者雇用管理自主的改善事業の実施

自主的な雇用管理改善を促進するため、事業主による自主点検及び優良事業所表彰を行う。

(エ) パートタイム労働者の能力活用に関する業種別使用者会議の開催

企業の取組の好事例の紹介、情報交換等を行うことにより、パートタイム労働者の能力活用を図るための環境整備を行う。

(2) パートタイム労働者の雇用の安定

パートタイム雇用に関する職業紹介サービスを提供するパートバンク及びパートサテライトを増設し、パートタイム雇用に係る円滑な需給調整を推進する。

(3) パートタイム労働者に対する能力開発

公共職業能力開発施設においては、パートタイム等の短時間の就労を希望する者に対し必要となる基礎的な能力を身に付けさせるための短時間の職業訓練を実施する。

2 労働者派遣事業に係る対策の推進

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)に規定されている派遣期間1年の制限や労働者保護措置等の制度の周知徹底と,適正な労働者派遣事業が行われるよう派遣元事業主に対する雇用管理研修や派遣元責任者講習を実施するとともに,派遣先に対しても派遣先責任者研修の実施等により,その責務の周知徹底を図る。また,派遣元事業所等への指導監督を徹底する。

また、公共職業安定所の苦情相談窓口において、派遣労働者等からの苦情相談に対応する とともに、関係団体の協力も得つつ、インターネットによる苦情相談受付体制を整備するほか、労働者派遣事業制度、苦情処理窓口について解説した派遣労働者用リーフレット等によ 第3章 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

り、制度の理解を広める。さらに、労働者派遣事業適正運営協力員の活用等を通じて、適正な派遣就業の実施を確保する。加えて、派遣元事業所に関するデータベースを作成、公開し、派遣労働者等への情報提供を充実する。

3 女性起業家等に対する支援

経済産業省では、女性の視点をいかした起業を促進し、我が国経済活力の向上を図る観点から、女性起業家への低利貸付制度を引き続き実施する。

厚生労働省では、「女性と仕事の未来館」において、起業家支援セミナー、起業家支援コンサルティング及び起業家交流会の開催等女性企業家のために支援事業を実施する。

4 在宅勤務、SOHO等、新しい就業形態等に係る施策の推進

(1) テレワーク・SOHOの普及促進

ア テレワークセンター施設整備事業の実施

総務省では、地域活性化、雇用機会拡大等を目的に、国の財政的支援措置として「テレワークセンター施設整備事業」を実施する。

イ 税制措置、融資制度による支援

サテライトオフィスの電気通信設備に係る固定資産税の減税措置及びテレワーク・SOHO の支援施設の整備に対する日本政策投資銀行等による融資を引き続き実施する。

ウ テレワークの実施・普及促進施策

総務省では、官民におけるテレワーク導入の気運を高める啓発、周知活動等の普及促進を 推進する。

エ SOHO等支援情報通信システムの開発

総務省では、SOHOや在宅テレワーカーのサポートに資する高度な情報通信システムを構築・展開していくための研究開発を放送・通信機構を通じて実施する。

オ SOHOディレクトリの開発

総務省では、情報通信ネットワークを活用したSOHOディレクトリ(電子電話帳)をインターネット上で構築・公開し、アウトソーシングを行う企業が閲覧・検索できるシステムの整備を引き続き実施する。

カ SOHO事業者活動支援

経済産業省では、SOHO事業者の活動を支援するため、SOHO事業者と発注者側企業の仲 介機能(エージェント機能)の強化等を引き続き推進する。

(2) 在宅勤務等の普及促進

厚生労働省では、在宅勤務等テレワークの適正な労務管理の下での普及を図るため、引き

続きシンポジウムの開催等の普及啓発事業を行うほか,「テレワーク相談センター」において相談等を実施する。

(3) 在宅就業対策の推進

厚生労働省では、在宅ワークに係るガイドラインの自主点検を促すとともに、在宅ワーカーの能力の自己診断システムの開発、就業支援の仕組みの整備等を図ることとしている。また、在宅就業市場において仕事の発注者と在宅就業者を結びつける仲介機関に関する情報を収集し、在宅就業者に対して提供するシステムを開発・運用する。

(4) 家内労働者の労働条件の改善

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、次のような施策を推進し、委託者、家内労働者に対し、家内労働法(昭和45年法律第60号)の周知徹底を図る。

ア 家内労働手帳の普及

委託条件を明確にし、家内労働者の労働条件を確保するため、委託者に対し、家内労働手帳の交付徹底を図る。

イ 工賃支払の確保

工賃支払が確保されるよう、委託者に対して監督指導を行う。

ウ 最低工賃の決定及び周知

工賃の低廉な家内労働者について,労働条件の改善を図るため,厚生労働大臣又は都道府 県労働局長が決定,改正した最低工賃の周知を図る。

エ 安全衛生の確保等

危険有害業務に従事する家内労働者等の安全衛生の確保のため、委託者、家内労働者等に対して、家内労働法に基づく必要な遵守事項の周知徹底を図るとともに、粉じん作業等一定の作業に従事する家内労働者等に対する特殊健康診断の実施・受診の勧奨、及び一定の要件を満たす危険有害業務従事者に適用される労災保険特別加入制度の周知徹底と加入促進を図る。

オ いわゆる「インチキ内職」の被害防止

いわゆる「インチキ内職」については、内職希望者に対し、誇大な広告に惑わされないよう広報活動を行い、注意喚起を図る。

第4章 農山漁村における男女共同参画の確立

第1節 あらゆる場における意識と行動の変革

経営感覚に優れた効率的・安定的な農業経営を育成するため都道府県,市町村の各段階で推進体制を整備し、農村における女性の農業経営及びこれに関連する活動への参画を促進するとともに、農村女性が持てる能力を十分に発揮できる条件整備を進めるため、女性農業者の参画の促進に係る中期的なビジョン・目標、年度活動計画等の策定を推進する。また、「農山漁村女性の日」(毎年3月10日)を活用した啓発活動を行う。また、新たに、女性農業者自らのライフステージに応じて出産・育児期にある女性の農業経営参画が可能となるよう経営管理等の研修、母性保護のためのセミナーの開催等を行う。このほか、全国青年・女性漁業者交流大会の開催、女性漁業者グループによる研究・実践活動の促進、活動PR事業を実施する。

第2節 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

都道府県において策定された農山漁村の女性の参画目標の達成に向け、学習会の開催等や 夫婦セミナーの開催等の啓発活動等を実施するとともに、市町村においても参画目標の策 定、その達成に向けた啓発活動等を実施する。このほか、男女共同参画社会の形成に向けた 普及活動マニュアルを策定する等の農業改良普及組織を通じた効果的な普及活動を引き続き 展開する。

第3節 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

女性農業経営者の能力向上のための経営管理研修等の開催や家族農業経営における経済的 地位の向上及び役割の明確化を促進する。また、女性による農山漁村における地域資源をい かした農林水産物の加工等の起業活動の促進や自然環境との触れ合いなど女性の視点をいか したグリーン・ツーリズム等を促進する。

女性の過重労働の解消を図るための農林水産業に関する労働の改善を行う。また、高齢者や非農家等の地域内労働力の活用等による労働負担の総合的な改善、女性農業者に対する農業機械の安全研修の強化、女性にとっての操作性にも配慮した農業機械の開発等を引き続き実施する。

このほか、農業改良資金において、農産加工等を行う女性・高齢者グループに対して貸付けを実施するとともに、家族農業経営で経済的地位及びその役割を明確化し、部門経営を新

たに開始する際に、女性農業者等への必要な資金の貸付けを実施する。また、沿岸漁業改善 資金において、水産動植物の採捕、養殖、加工等を行う女性・高齢者グループに対して貸付 けを実施する。

第4節 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

女性による農産物の加工等の活動の促進とともに農家労働の軽減に資する女性農業活動支援施設の整備を推進するとともに、漁村女性の作業改善や能力の向上に資する地域水産物の加工等の活動を支援するため、育児用スペース等を備えた施設を整備する。

また、新たに、出産・育児期にある女性の農業経営への参画が可能となるよう、ベビーシッターの登録等家事・育児の両立を支援する仕組みを整備するとともに、農業経営との両立のための相談マニュアルの策定等を実施する。さらに、全国各地の農山漁村における女性の起業活動等に関する情報提供と、農山漁村で起業等の活動を行う女性のネットワーク化、若い女性の農山漁村への定着を促進する。このほか、女性の林業活動等への参画及び林業女性グループによる地域活動、生産活動への参画を促進し、全国学習会の開催、地域活動等の情報を提供する。

第5節 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

経営感覚に優れた効率的・安定的な農業経営を育成するため、都道府県、市町村各段階で推進体制を整備し、高齢者対策の円滑な実施等を内容とする中期的なビジョン・目標、年度活動計画等の策定を推進する。また、高齢者が行う地域農産物の生産・加工及び農業技術指導等の活動を促進するとともに、施設整備等を行い、新たに、都市の高齢者も交えたワークショップの開催等の支援により高齢者の自立的な活動を支援する。

さらに、農協ホームヘルパー等の養成、介護マニュアルの普及指導等を支援するととも に、農協の介護活動に必要な組織づくりのための事例集等を作成する。

このほか, 高齢者の自立化・社会参画を推進するため, 食生活関連情報の提供及び食生活環境の整備等を実施することとしている。また, 高齢者が安心して住み, 生きがいを持って活動できる農山漁村づくりのための生活環境の整備等を実施するとともに, 地域の森林・林業を担ってきた高齢者の技術伝承活動等の促進を図る。

第5章 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

第1節 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

1 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

今後政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として策定された「少子化対策推進基本方針」(平成11年12月少子化対策推進関係閣僚会議決定)及びこの基本方針を受け働き方、保育サービス、相談支援体制、母子保健、教育、住宅等についての具体的な実施計画として策定された「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」(11年12月大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意)に基づき、総合的な少子化対策の推進を図る。

(1) 保育サービスの整備

仕事と家事・育児の両立や子育での負担感を緩和・除去していくためには、保育、母子保健、働き方、住宅、教育などの各分野にわたる少子化対策を総合的に推進することが重要である。このため、新エンゼルプランに基づき、保育サービス等の充実を図る。

保育関係では.

- 需要の多い低年齢児(0~2歳)の保育所受入枠の拡大
- 延長保育、休日保育、乳幼児健康支援一時預かりなど多様な保育サービスの整備
- 放課後児童クラブの整備

専業主婦を含めた地域の子育て支援関係では,

○ 一時保育,地域子育て支援センターなど子育て支援体制の整備

などについて、目標達成に向けた取組を推進する。

総務省では、簡易生命保険事業において、子育て世代の加入者が、加入者福祉施設をより一層利用しやすくなるように、施設内に幼児を安全に預かることができる託児設備を設置し、引き続き加入者サービスの向上を図っていく。なお、平成13年度は、2施設に設置する予定である。

(2) 幼稚園における子育て支援の充実

文部科学省では、幼児教育の振興に関する政策プログラムに沿って、各種の施策を総合的に推進することとしているが、幼稚園における子育て支援については、幼稚園の基本をいかす中で幼稚園運営の弾力化を図り、地域の幼児教育のセンターとしての子育て支援機能を活用し、「親と子の育ちの場」としての役割・機能を充実することとしている。

このため、平成13年度から幼稚園の子育て支援活動に関する総合的な実践研究を実施するとともに、2人目以降の負担を更に軽減するなど幼稚園就園奨励費補助の充実、子育て支援活動や預かり保育を行う私立幼稚園への助成の充実等を図り、幼稚園における保護者や地域の多様な保育ニーズに対応した子育て支援機能を一層充実することとしている。

(3) 子育てに関する相談支援体制の整備

文部科学省では、育児不安の問題や幼児虐待等に対応するため、子育てやしつけに関する 悩みや不安を持つ親に対して、気軽に相談にのったり、きめ細かなアドバイス等を行う「子 育てサポーター」を配置し、小学校の余裕教室等における様々な交流事業を実施するなど、 地域における子育て支援のネットワークづくりを実施する地方公共団体に対して引き続き補 助を行う。

平成13年度は新たに、小学校入学前の子どもを持つ親が参加する就学時健診や母子保健活動等の機会を活用した子育で講座を全国的に開設するとともに、思春期の子どもの問題行動に悩む親向けの講座をモデル的に実施することとしている。

また、家庭教育の在り方等を盛り込んだ「家庭教育手帳」、「家庭教育ノート」を作成し、 乳幼児等を持つ親へ配布するとともに、子育てやしつけの悩みや不安を持つ親に対する24時 間電話相談事業の実施による家庭教育に関する相談体制の一層の充実強化、父親の家庭教育 への参加促進事業、「フォーラム家庭教育」の開催、家庭の教育力に関する調査研究等、家 庭教育を支援する施策を引き続き講じる。

(4) 子育てのための資産形成の支援等

総務省(郵政事業庁)では、簡易保険において、学資保険、成人保険及び育英年金付学資保険を引き続き提供していく。

(5) 児童虐待への取組の推進

厚生労働省では、児童相談所を中心として福祉事務所、保健所等において相談・指導等を 行うなど児童虐待防止対策の推進に努める。

警察では、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)の趣旨を踏まえ、児童虐待事案の早期発見と通告、児童相談所長等による立入調査等に対する適切な援助、適切な事件化と児童の支援等の点に留意し、被害児童の迅速かつ適切な保護に努めることとしている。

法務省の人権擁護機関においては、今後も引き続き、啓発活動、人権相談、人権侵犯事件の調査処理を通じて、子どもの人権に関する問題についてより一層積極的に取り組む。

文部科学省では、「家庭教育手帳」、「家庭教育ノート」において児童虐待に関する項目を設け、引き続き乳幼児や小学生の子どもを持つ親に配布する。また、子どもの人権を始めとする様々な人権に関する参加体験型の学習プログラム開発を行うとともに、学校教育・社会

第5章 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

教育関係者と児童相談所等の関係機関との緊密な連携を図ることとしている。

(6) 子育てを支援する良質な住宅、居住環境及び道路交通環境の整備

子育て世帯が暮らしやすい居住環境の整備を図るため、広くゆとりある住宅の供給を促進するとともに、職住近接で子育てのしやすい都心居住や、公共賃貸住宅等と保育所等の子育て支援に資する施設の一体的整備を推進する。

また、子育てを支援する生活環境の整備として、河川や海岸に特有の自然と触れ合うことのできる機能を十分にいかした取組を推進するため、自然体験・環境教育の場等としての身近な水辺環境の整備等を実施する。

警察では、スクールゾーンやコミュニティーゾーン等、子どもの通行に配慮した交通規制の実施や交通安全施設の整備を推進し、子ども連れでも安心して外出等ができる安全な道路交通環境の整備に努める。また、交通安全の観点からの子育て支援策として、引き続き関係機関・団体とも連携しながら、チャイルドシートに関する講習会の開催、レンタル・リサイクルの充実のための支援等を実施し、チャイルドシートの普及促進に積極的に取り組むこととする。

2 ひとり親家庭等に対する支援の充実

(1) ひとり親家庭の親等の就労と子育てへの支援

ひとり親家庭等については、生活の安定と自立の促進を図るため、引き続き各種施策の推 進を図ることとしている。

ア 母子及び寡婦福祉資金の貸付け

母子家庭の母や寡婦等に対して,事業開始資金,修学資金,住宅資金,就学支度資金等13種類の資金の貸付けを行う母子及び寡婦福祉資金について,平成13年度は,生活資金に失業期間における貸付けの追加,就学資金の限度額の引上げなどを実施することとしている。

イ 所得保障等

母子家庭等に対する所得保障等について、物価水準は下落したが、年金・手当額について は据え置くこととしている。

ウ就業援助対策

母子家庭の母等を援助するため、就業に関する相談機能の強化、職業訓練や技術講習に対する援助、事業主に対する賃金助成措置等の就業援助対策を講じる。

エ 子育て支援短期利用事業

保護者の疾病, 冠婚葬祭, 残業等によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合に一定期間児童福祉施設等において養育・保護する子育で支援短期利用事業について, 平成13年度からは, 夜間から

引き続き宿泊する事業も実施することとしている。

オ その他の支援

そのほか,ひとり親家庭等に対する支援として,就業等自立支援対策,母子相談,母子生活支援施設・母子福祉施設,居宅介護等事業等を実施する。

第2節 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

1 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進

仕事と家庭を容易に両立できるよう、職場における労使の理解を高め、労使一体となった 取組を促進し、仕事と家庭の両立を容易とするような社会的機運の醸成を図るため、仕事と 家庭の両立に関する意識啓発推進事業を実施する。

2 仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進・充実

ア 育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進

「仕事と家庭を考える月間」を中心にあらゆる機会を通じて事業主、労働者を始め、関係者に対し、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)の趣旨、内容の周知徹底を図るとともに、仕事と子育てとを両立する環境整備の重要性についての理解を深める。

また、育児・介護休業法の実効の確保を図るため、事業主に対する計画的な行政指導を行う。

イ 育児休業給付

育児休業給付については、引き続き、より一層の活用の促進を図る。

ウ 事業主による育児休業取得者の円滑な職場復帰のための支援

育児・介護休業取得者の円滑な職場復帰のためのプログラムを実施した事業主等に対し、 育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金を支給する。

また, 育児休業取得者の代替要員を確保し, かつ, 育児休業取得者を原職又は原職相当職に復帰させた事業主に対し, 育児休業代替要員確保等助成金を支給する。

エ 船員に関する育児・介護休業制度の定着

船員の育児や家族介護のための休業については、陸上労働者とは異なる特殊な事情を考慮 した上で、船員についても育児・介護休業の定着を図るよう努めていく。

3 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等

ア 介護休業その他仕事と介護の両立のための制度の定着促進

「仕事と家庭を考える月間」を中心に、育児・介護休業法の周知徹底を図り、仕事と家族の介護とを両立する環境整備の重要性についての理解を深めるとともに、育児・介護休業法の実効の確保を図るため、事業主に対する計画的な行政指導を行う。

イ 介護休業給付

介護休業給付については、引き続き、より一層の活用の促進を図る。

ウ 介護休業取得者の円滑な職場復帰のための支援

育児・介護休業取得者の円滑な職場復帰のためのプログラムを実施した事業主等に対し, 育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金を支給する。

4 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備

(1) 事業主による育児・介護支援の促進

従業員の育児・介護サービス利用料を補助する事業主に対し、育児・介護費用助成金を支給する。

また、事業所内託児施設を設置・整備する事業主等に対し、事業所内託児施設助成金を支給する。

(2) ファミリー・フレンドリー企業の普及促進事業の推進

仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が 選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業の普及促進を図るシンポジウム、ファミリー・フレンドリー企業表彰などの事業を総合的に実施する。

(3) ファミリー・サポート・センター事業(仕事と家庭両立支援特別援助事業)の推進 急な残業など臨時的,一時的な保育・介護ニーズに対応するため,会員制で地域における 育児・介護に関する相互援助活動を行う市区町村に対して補助を行う。

また、厚生省と労働省の省庁統合のメリットをいかす形で、対象者を雇用労働者だけではなく自営業者や家庭の主婦にも拡大するほか、身近な地域単位での支部の設置を促進するとともに、保育所との連携を強化するなど、地域の子育て支援機能の強化に向けて事業を抜本的に改編する。

(4) 育児・介護を行う労働者に対する情報提供,相談,講習による支援

育児・介護サービスに関し、引き続き、電話等により、相談を受けるとともに、地域の具体的情報を提供するプレープレー・テレフォン事業を実施する。

また、インターネットを活用した情報提供及び電子メールによる両立支援に関する相談を

行う。

(5) 勤労者家庭支援施設の整備

男女労働者の職業生活と家庭生活との両立支援に資する施設である勤労者家庭支援施設を設置する地方公共団体に対し補助を行う。

また,働く婦人の家を勤労者家庭支援施設に衣替えすることを希望する地方公共団体には,当該衣替えに係る増設費用の補助を行う。

第3節 家庭生活。地域社会への男女の共同参画の促進

1 家庭生活への男女の共同参画の促進

(1) 男女の固定的役割分担意識の是正のための広報・啓発

法務省では、「人権週間」(12月4日~10日) において、様々な広報・啓発活動を全国規模で行う。

(2) 家庭教育に関する学習機会の充実

文部科学省では,市町村が行う,これから親になる青年や子育て中の親を対象とした家庭 教育や子育て等に関する学級・講座のうち、モデル的な事業等に対して引き続き助成する。

(3) 父親の家庭教育参加の支援・促進

文部科学省では、父親の家庭教育への参加を促進するため、企業等の協力を得て、家庭教育講座を開設したり、子どもが父親の職場を参観する事業を実施する市町村に対して補助を行う。

また、男女の協力により新しい時代の家庭像について考える機会として「フォーラム家庭 教育」を開催するほか、夫婦で一致協力して子育てをすることの重要性について盛り込んで いる「家庭教育手帳」、「家庭教育ノート」を乳幼児や小学生の子どもを持つ親に配布する。

2 地域社会への男女の共同参画の促進

(1) 地域社会活動への参画促進

法務省の人権擁護機関では、全国各地で各種啓発活動を行うことにより、地域社会への男 女の共同参画の促進に努める。

(2) 地域の教育力の再生

文部科学省では、平成13年度新たに、学校の余裕教室等を「地域ふれあい交流センター」 として位置付け、センターを拠点とした子どもや高齢者を含めた地域の人々の交流を通じて、地域の人々の連携強化を図り、豊かな人間性を育む環境を醸成する事業を実施する。

(3) 消費者教育の推進・支援

地方公共団体と連携して、国民生活センターや地方の消費生活センター等を通じて消費者に対する啓発活動や消費生活等に関する各種研修活動等を実施する。また、(財)消費者教育支援センターでは、消費者教育シンポジウム等の開催、教材・指導者マニュアル等の作成・配布等を通じ、消費者教育の充実を図る。

文部科学省では、市町村が社会教育施設等を中心に行う、女性学級、家庭教育学級、高齢者教室、大学等での公開講座等において、消費生活や消費者問題等に関する学習の機会を提供するなど消費者教育の推進を図るほか、独立行政法人国立女性教育会館では、多様なデータベースの開発を行い、消費者教育を含む女性・家庭に関する情報提供サービスを行うこととしている。

(4) 環境保全活動への参画の支援

環境省では、基本的な教材の作成・配布を始め、国民一人一人が自発的に環境保全に配慮したライフスタイルの実践を図るための環境家計簿の普及、市民や事業者等に助言等を行う環境カウンセラー登録制度の実施、行政・NGO・事業者等の社会セクターの環境保全の取組とパートナーシップの形成を支援する地球環境パートナーシッププラザの運営等、各主体の環境保全に関する取組とその連携の推進・強化を図るための施策を引き続き実施していく。

(5) ボランティア活動等の参加促進のための環境整備

内閣府では、平成9年11月の国連総会において、日本の提案により2001年を「ボランティ ア国際年」とすることが決議されたことを受け、国民のボランティア活動に対する関心を高 めるため、引き続き普及啓発活動を行うこととしている。

文部科学省では、人々にボランティア活動への参加を呼びかけるため、全国各ブロックにおいて生涯学習ボランティア推進フォーラムを引き続き開催する。また、生涯学習振興の観点から、ボランティア活動の一層の支援・推進を図るため「全国ボランティア情報提供・相談窓口」において、電話等による情報提供・相談事業を行う。さらに、都道府県が行う地域生涯学習ボランティアコーディネイトシステム整備充実事業に対して助成を行い、生涯学習ボランティアセンターの開設など地域におけるボランティア活動を推進するためのコーディネイトシステムを引き続き整備する。

厚生労働省では、勤労者がボランティア活動に参加しやすくなるような環境整備を図るため、既存の事業を発展させ、ボランティア活動参加のきっかけづくり等を支援する「勤労者 マルチライフ支援事業」を実施する。

(6) NPO等の活動への参画促進のための環境整備

内閣府では引き続き、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)、いわゆるNPO法の

円滑な施行や市民活動に関する調査分析などボランティア活動を始めとしたNPOの活動を 促進するための環境整備を行う。

3 労働時間の短縮等就業条件の整備

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成4年法律第90号)の廃止期限が平成18年3月31日まで延長されたことを踏まえ、引き続き所定外労働の削減等による年間総実労働時間1,800時間の早期達成を図る。また、フレックスタイム制の普及等による自律的・創造的かつ効率的な働き方の実現を図るとともに、勤労者の心身の健康を保ち、長期化する職業生涯を充実させるため、リフレッシュ休暇制度の普及促進等勤労者リフレッシュ対策を推進する。

船員については、平成元年から順次法定労働時間の短縮を図ってきたが、13年度において は漁船員についても時短の措置を講じ、法定労働時間の遵守を徹底していく。

第6章 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

第1節 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

1 介護保険制度の着実な実施

高齢者の介護を国民皆で支える仕組みとして創設された介護保険制度が平成12年4月1日より施行されたところである。今後は、その着実な推進を図っていくため、制度の趣旨について更なる周知を図り、制度の定着を図っていくとともに、市町村を始めとする現場からの意見などを踏まえ、必要な改善を行い、より良い制度へと育てていく。

2 高齢者保健福祉施策の推進

(1) 介護サービス基盤の整備等

「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向(ゴールドプラン21)」に基づき、要介護高齢者の需要に応じた良質な介護サービス基盤の計画的な整備を進める。

特に、高齢者が介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活が送れるよう、在宅サービスを整備し、在宅サービスにおける多様な事業主体の参入促進や、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、痴呆性高齢者グループホームなどの介護関連施設の計画的な整備などを推進する。

さらに、生活支援を必要とする高齢者が居住できるケアハウスや高齢者生活支援センター の整備を推進する。

総務省(郵政事業庁)では、高齢者福祉関連サービスとして「かんぽ健康・子育て電話相談サービス」及び、普通郵便局の窓口において「医療・介護関連情報の提供サービス」を実施する。

(2) 介護予防・生活支援のための取組

全国の市町村において介護予防教室の開催,生活習慣病予防のための運動指導等を行う生活習慣改善事業,高齢者の引きこもり予防のための生きがい活動支援通所事業などが地域の 実情に応じて実施されるよう支援する。

また、配食サービス、外出支援サービスなどの生活支援事業の実施を推進する。

(3) 利用者保護と信頼できる介護サービスの育成

高齢者が介護サービスを適切に選択し、利用できるような環境づくりを進めるため、引き続き介護サービス事業者の運営基準の適切な運用を図るとともに、事業者に関する情報提供

の拡充, サービス評価の検討の推進, 介護サービス事業者の参入促進, 福祉用具の開発・普及などの施策を推進する。

3 介護に係る人材の確保

(1) 高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進

介護福祉士,介護支援専門員及び訪問介護員については,養成研修や資質の向上のための 研修等を引き続き実施するとともに,その内容の充実等を図る。

また、介護・看護マンパワーを確保するために、福祉重点ハローワークを中核として介護・看護マンパワーの就職を重点的に推進する。

(2) 介護分野における良好な雇用機会の創出の促進

介護分野は,我が国における急速な高齢化の進展等に伴い,今後も引き続き労働需要の拡大が見込まれる分野である。このような成長が期待できる分野での良好な雇用機会の創出を支援するために雇用管理改善を推進していくこととしており,介護雇用創出助成金の活用促進,介護労働安定センターにおける雇用管理相談体制の整備を行う。

また,介護サービスの高度化・多様化に対応した教育訓練の積極的な実施を図ることとしている。

第2節 高齢期の所得保障

(1) 公的年金制度の安定的な運営

公的年金制度は、社会保障政策の根幹として老後の所得保障の主要な柱を担うものであり、高齢化の一層の進展の下で、その役割はますます重要なものとなってきている。今後、急速に少子・高齢化が進展する中にあっても、将来にわたって安心して年金を受給できるよう安定した信頼できる制度を確立していくことが求められる。そのため、引き続き公的年金制度の安定的な運営に努めることとしている。

(2) 自助努力による資産形成等の促進

総務省(郵政事業庁)では、郵便貯金事業及び簡易保険事業を通じ、自助努力による資産 形成に資する商品、高齢期の所得保障の充実のため多様なニーズに応じた商品を引き続き提 供していく。

法務省では、財産管理・身上監護のためのシステムである新しい成年後見制度(平成12年 4月1日施行)を通じて、高齢期における資産の有効活用を図る。

第3節 高齢者の社会参画の促進

(1) 定年の引上げ、継続雇用制度導入等による65歳までの雇用の確保等

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)の改正により規定された、 高年齢者雇用確保措置の努力義務や再就職援助計画制度の周知徹底を行い、65歳までの安定 した雇用の確保を図る。

また、地域に密着した臨時的・短期的な就業機会又はその他の軽易な業務に係る就業機会 を提供するシルバー人材センター事業の推進を図り、高齢者の社会参加の促進を図る。

さらに、国民各層を代表する者で形成される有識者会議を開催し、「年齢にかかわりなく働ける社会」の実現に向けて、国民的な機運の醸成を図る。

(2) 学習機会の整備と社会参加活動の促進

文部科学省では、多様化・高度化する高齢者の生涯学習ニーズにこたえ、高齢者の学習機会や社会参加活動の充実を図るため、「高齢者社会参加フォーラム」を開催する。

(3) 高齢者の生きがいと健康づくりの推進

厚生労働省では、介護保険とともに高齢者の生きがい対策、健康づくり対策などの施策を総合的に実施することとしており、その一環として自治体における高齢者の生きがい・健康づくりの推進や老人クラブの活動への支援を行う。また、全国健康福祉祭(ねんりんピック)について、引き続き支援を行う(平成13年度は広島県で開催)。

(4) 高齢者のスポーツ、レクリエーション活動の支援

文部科学省では、生涯スポーツの振興事業、全国スポーツ・レクリエーション祭の開催 (平成13年度は三重県)を通じ、地域住民の誰もが、参加できる総合型地域スポーツクラブ の育成・定着、スポーツ施設の整備、スポーツ指導者の養成・確保を図り、高齢者のスポー ツ・レクリエーション活動を支援する。

総務省(郵政事業庁)では、ラジオ体操の普及を行っていくほか、平成11年度に制定した「みんなの体操」の普及を行っていく。また、「健康づくり事業」等の健康保持増進プロジェクトに対して、「かんぽ健康増進支援事業」を実施する。

(5) 広報・啓発活動の推進

内閣府では、地方公共団体との共催による「心豊かな長寿社会を考える国民の集い」を全国大会及びブロック毎に開催し、併せて、「エイジレス・ライフ紹介事業」及び「社会参加活動紹介事業」を行うこととしている。

そのほか、今後の高齢社会対策の効果的な推進を図るため、高齢社会研究セミナー等を開催することとしている。

第4節 障害のある者への配慮の重視

「障害者対策に関する新長期計画」及び「障害者プランーノーマライゼーション 7 か年戦略-」に沿って引き続き総合的な施策の推進に努める。

第5節 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

(1) **高齢者等の自立を支援する医療・福祉関連機器等の開発・普及・評価基盤の整備** 経済産業省では、医療福祉機器技術の研究開発事業を推進する。

(2) 高齢者等が情報を得やすい情報通信関連機器・システムの開発

総務省では、高齢者・障害者の様々な障害に対応できるシステムや利用する個人の特性に合わせて自動調整、配信するシステムの研究開発、高齢者・障害者が一般のホームページ等に簡単にアクセスできるようにするための支援に必要な情報通信システムの実証実験、高齢者・障害者向け通信・放送サービスの開発を行うための研究開発を行う者に対する助成を実施する。

さらに、平成13年度からは、高齢者・障害者向けの情報通信システム等を設置した情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備を行う地方公共団体等に対する支援を行う「情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業」の支援対象に特定非営利活動法人と社会福祉法人を追加するほか、身体障害者のための通信・放送サービスの提供や開発を行う企業等に対し必要な資金の一部助成を実施する。

通信・放送機構では、既存の技術を組み合わせることにより、福祉分野において求められる高度な機能を持つ情報通信システムを実現するための研究開発を実施する。

経済産業省では「障害者・高齢者等情報処理機器アクセシビリティ指針」(平成12年通商産業省告示第362号)の普及のため、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害等の利用者別の解説書を作成の上、各利用者に対するセミナー開催や養護教育機関等関連機関との情報交換を積極的に行うこととしている。また、高齢者・障害者等にとって使いやすいIT (ハードウェア、ソフトウェア)の開発・普及を支援する。

(3) 高齢者等にやさしい住まいづくりの推進

国土交通省では、バリアフリー化された公共賃貸住宅の供給、住宅金融公庫融資等による バリアフリー住宅に対する貸付金利の優遇や貸付額の増額、民間事業者の活用等による高齢 者向け優良賃貸住宅の供給等により、住宅のバリアフリー化を推進するための施策を積極的 に推進する。また、福祉施策との連携により、シルバーハウジング・プロジェクトの推進、 高齢者向け優良賃貸住宅における生活援助員による生活支援サービスの提供等を行う。

平成13年度には、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に基づき、

第6章 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

高齢者向け優良賃貸住宅制度を拡充するとともに、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、高齢者世帯に対する家賃債務保証制度、持家のバリアフリーリフォームを支援する特別な融資制度、終身建物賃貸借制度などを構築し、高齢者の居住の安定確保を図ることとしている。

市街地再開発事業においても、高齢者生活支援施設や、一定規模以上の社会福祉施設等を整備する事業に対する補助を行うことにより、高齢者が安心かつ快適に生活できる市街地の整備を促進するとともに、公共賃貸住宅等の社会福祉施設等の一体的整備を行う場合には、更に補助の上乗せを行う。

厚生労働省においても、介護保険制度の実施に伴い、バリアフリー住宅の普及を最重要課題の一つに取り上げ、年金資金運用基金融資におけるバリアフリー住宅に対する貸付条件の 優遇を行い、高齢者の介護等に適した住宅の整備を促進することとしている。

(4) 高齢者等にやさしいまちづくりの推進

国土交通省では、良好な歩行空間の整備、建築物・公共施設等のバリアフリー化、官庁施設の高度なバリアフリー化のためのモデル事業など生活空間における物理的な障害を除去するバリアフリー化を推進して、高齢者、障害者等の移動のしやすさを確保することなどにより、高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを総合的に推進し、地域全体を面的に整備する。厚生労働省では、高齢者、障害者等の社会参加の基盤となるバリアフリーのまちづくりの整備を進めるため、当事者自らが実地に点検・調査を行い、これを反映させたバリアフリーのまちづくりに関する基本計画を策定するとともに、これに基づく必要な環境整備事業の実施等を推進することとしている。

経済産業省では、「21世紀型商業基盤整備事業」により、高齢者や障害者に配慮された施設の整備に対して引き続き支援していくこととしている。

(5) 高齢者等にやさしい公共交通機関の整備

平成12年11月に施行された高齢者,身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号。交通バリアフリー法)の普及を図り,地方公共団体,公共交通事業者等による取組を促進するとともに,バリアフリー化施設の整備等に対して補助,税制上の優遇措置,日本政策投資銀行等による融資を行う。

(6) 道路交通におけるバリアフリー化の推進

警察では、音響信号機、高齢者等感応信号機及び歩行者感応信号機の整備、生活ゾーン規制の実施、道路標識の大型化、高輝度化の推進等により、道路交通におけるバリアフリー化を推進する。また、引き続き高齢者、身体障害者等に対し携帯端末機を用いて安全な通行に必要な情報提供や歩行者青時間の延長をするシステムの実用化に向け調査研究を実施する。

第7章 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

1 女性に対する暴力への社会的認識の徹底

平成11年12月,第54回国連総会において,11月25日が「女性に対する暴力撤廃国際日」と 定められたことを踏まえ,12年度は5月に実施した「女性に対する暴力をなくす運動」を, 13年度からは11月25日を最終日とする2週間(11月12日~25日)に実施期間を変更し,主唱 各府省において同運動の一層の推進に努めることとしている。内閣府では,期間中,「女性 に対する暴力に関するシンポジウム」を開催する。

また、法務省の人権擁護機関では、女性に対する暴力の根絶を含む女性の人権擁護のため、「人権週間」を始め、あらゆる機会を通じて、広報・啓発活動を推進することとしている。

2 体制整備

(1) 相談・カウンセリング対策の充実

警察では、「警察総合相談室」及び「警察安全相談窓口」の整備・充実を推進するとともに、女性相談交番の指定や鉄道警察隊における女性被害相談所の設置の更なる推進を図ることとしている。また、被害女性の精神的被害の回復を支援するため、カウンセリング体制の整備等を推進することとしている。

法務省の人権擁護機関においては、「女性の人権ホットライン」の設置など、夫・パートナーからの暴力やセクシュアル・ハラスメント等女性の人権問題を取り扱う人権相談体制のより一層の充実を図る。

また、婦人相談所職員、婦人相談員等による被害女性からの相談体制の充実を図る。

(2) 研修・人材確保

警察では、警察職員に対し、女性の人権擁護の視点に立った対応等について教育を実施するとともに、女性に対する暴力事案の捜査要領やストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。) 違反の取締りに関する教育の充実を図ることとしている。

法務省では、職員に対する研修等や日常的な指導・監督により、女性被害者への配慮に努める。

第7章 女性に対するあらゆる暴力の根絶

厚生労働省では,婦人相談所職員,婦人相談員及び婦人保護施設職員等に対する全国研修 を実施する。

(3) 厳正かつ適切な対処の推進

警察では、刑罰法令に抵触する場合には、被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて、防犯指導や関係機関への紹介等の適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には相手方に指導・警告するなどして、被害女性への支援を推進していくこととしている。

法務省の人権擁護機関では、夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等についても人権侵犯事件としてより一層積極的に取り上げ、適切な処置を講じる。

(4) 関係機関の連携の促進

男女共同参画推進本部の下に設置された「女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議」 を通じて、関係行政機関相互の連携を深め、女性に対する暴力の根絶に向けた施策を総合的 に推進する。

警察においては、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の下に「女性被害者対策分科会」等を設けたり、警察署単位の被害者支援地域ネットワークの構築を進めるなど、被害者に対する支援や援助等に関し相互に連携を強化することとしている。

政府は、(財)女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)が行っている、女性に対する暴力等に関する取組への協力を推進していく。

(5) 総合的な対策の検討

男女共同参画会議では、「女性に対する暴力に関する専門調査会」において、女性に対する暴力の根絶に向けての調査審議を進めることとしている。

また,人権擁護推進審議会において,平成13年半ばころに答申することを目途に,女性に対する暴力の問題も含めた「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」について調査審議を進める予定である。

3 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

(1) 安全・安心まちづくりの推進

警察では、平成12年2月に制定した「安全・安心まちづくり推進要綱」に基づき、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを積極的に推進することとしている。

(2) 防犯対策の強化

警察では、地域住民の要望に真にこたえるパトロール等の強化、女性防犯ボランティア等の自主的防犯活動の支援を行うとともに、ボランティア団体、地方公共団体等と連携しつ

つ,被害防止講習会の開催,防犯マニュアル等の作成,地域安全情報の提供,防犯指導,助 言等を積極的に行っていくこととしている。また,女性に対する暴力等の被害者からの要望 に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を推進していくこととしている。

(3) 有害環境の浄化対策の推進

警察では、テレホンクラブ等の性を売り物とする営業に対する指導取締りを行うとともに、これらの営業に係る福祉犯の取締りを行う。さらに、関係機関・団体等と連携し、広報 啓発活動等を推進していくこととしている。

内閣府では、青少年の非行問題に取り組む全国強調月間 (7月) において、女性に対する 暴力行為等を未然に防ぐため、全国非行防止大会の開催等の取組を行うなど、青少年の非行 防止・保護等に向けた気運醸成、及び青少年を取り巻く有害環境の浄化活動の推進等を図る こととしている。

4 女性に対する暴力に関する調査研究

法務省では、矯正施設に収容された加害者を対象とした教育の充実を図るため、処遇類型別指導(共通の問題性を有する対象者をグルーピングして行う集団指導)等の調査・研究を推進する。

また、保護観察に付された加害者に対する指導監督・補導援護の充実を図るとともに、効果的な保護観察の実施方策についての調査・研究を行う。

第2節 夫・パートナーからの暴力への対策の推進

平成13年4月6日,配偶者からの暴力に関し、婦人相談所による一時保護や裁判所が発する保護命令などの規定が盛り込まれた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立し、同月13日公布された。政府としては、この法律が円滑に施行されるよう、関係府省が連携を取りながら、各種取組を行うこととしている。

1 相談体制の充実

警察では、各都道府県警察の相談窓口の利便性を向上させたり、事情聴取に当たっては、被害者を夫から引き離して別室で行うなどして、被害者が相談・申告しやすい環境の整備を図ることとしている。

また、被害女性等の心のケアを行うため、母子生活支援施設に心理療法担当職員を配置することとしている。

2 被害者の保護・自立支援

被害女性に対しては、福祉的な観点から婦人相談所において緊急一時保護等を実施しているが、厚生労働省では、平成13年度において、婦人相談所等の夜間における警備体制の強化を図るとともに、被害者を必要に応じ他の都道府県に移動させて保護する広域措置を推進することとしている。

また、緊急一時保護後の対応として、被害女性に対する相談等を実施するとともに、必要 に応じ婦人保護施設や母子生活支援施設に保護収容等を行い、自立を支援する。

3 暴力行為への厳正な対処等

(1) 暴力行為からの安全の確保

警察では、ストーカー規制法の趣旨、内容について周知を図り、同法に抵触する事案に対しては、同法に基づき、厳正に対処していく。

(2) 被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進

警察では、平成11年12月に制定した「女性・子どもを守る施策実施要綱」の趣旨を徹底し、夫・パートナーからの暴力については、刑事事件として立件できる場合は厳正に対処し、立件できない場合についても、相手方に指導・警告するなどして、被害女性への支援を行う。

4 関係機関の連携の推進

女性に対する暴力の問題への対応を効果的に講じていくためには、関係機関相互が有機的に連携していくことが必要である。内閣府では、女性に対する暴力のうち、被害が潜在化しやすく、公的な対応も十分でなかった夫・パートナーからの暴力に関して、必要な最新情報を即時に入手でき、関係機関の連携が円滑に進むよう、データベースを作成し、インターネットを通じて被害者の対応に当たる関係者に広く提供することとしている。

法務省の人権擁護機関は、婦人相談所等の関係機関との情報及び意見の交換を行うネットワークを強化し、被害女性の救済により一層積極的に取り組む。

第3節 性犯罪への対策の推進

1 性犯罪への厳正な対処

(1) 関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進

捜査機関では、強姦罪、強制わいせつ罪、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の淫行を

させる罪等の関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、 適切な科刑の実現に努める。

(2) 性犯罪捜査体制の整備。性犯罪捜査員の育成

都道府県警察本部に設置している性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査指導係を効果的に運用するとともに、各都道府県警察署で指定している性犯罪捜査員について、その育成と体制の拡充に努める。

(3) 性犯罪の潜在化防止に向けた取組

警察では、「性犯罪被害110番」の活用、性犯罪被害窓口の設置等、性犯罪被害に遭った女性が安心して届出のできる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。

2 被害者への配慮

(1) 指定被害者支援要員制度の効果的運用

指定された警察職員が事件直後から被害女性に付き添い、病院の手配、自宅等への送迎、 困りごとの相談等そのニーズに応じた適切な支援活動を実践することとしている。

(2) 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進

被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分配慮するとともに、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、女性警察官による事情聴取体制を拡大するとともに、プライバシーの保護等に配意した相談室や被害者対策用車両の整備を推進することとしている。

(3) 関係機関との連携の推進

警察では、全国的に構築している産婦人科医師会等とのネットワークの充実強化を推進していくこととしている。

(4) 被害少女に対する支援活動の推進

警察では、性犯罪や性的虐待等の被害を受けた少女の立ち直りを支援するため、少年補導職員や少年相談専門職員が中心となり、「被害少年カウンセリングアドバイザー」や「被害少年サポーター」等の協力を得て、精神面及び環境面における継続的な支援活動を推進することとしている。

(5) 被害者連絡等の推進

警察では被害者連絡制度に基づき、検察では被害者等通知制度に基づき、それぞれ被害者に対する情報提供を促進し、その精神的負担軽減に努めていく。

また、被害者等通知制度の一環として、犯罪者の刑務所からの釈放に関する情報を通知して被害者の要望にこたえていく。

第7章 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(6) 刑事訴訟手続等における被害者への配慮

改正された刑事訴訟法(昭和23年法律第131号),検察審査会法(昭和23年法律第147号), 少年法(昭和23年法律第168号)等及び新しく制定された犯罪被害者等の保護を図るための 刑事手続に付随する措置に関する法律(平成12年法律第75号)の的確な運用に努める。

第4節 売買春への対策の推進

1 売買春の取締りの強化、売買春からの女性の保護、社会復帰支援

(1) 売買春の根絶に向けた取締りの強化等

捜査機関では、売春防止法(昭和31年法律第118号)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ法」という。)、児童福祉法、刑法(明治40年法律第45号)及び地方公共団体が定める青少年保護育成条例等の厳正な運用を図る。

(2) 社会復帰支援の充実

法務省では、売春を行ったことにより保護観察に付された女性に対しては、社会の中で通常の生活を営ませながら、遵守事項を守るよう指導を行うとともに、職業補導や環境の調整等の援助を行うことによって、再び売春を行うことのないよう働き掛け、その改善更生を図る。

また、刑務所、少年院及び婦人補導院においては、矯正教育の一層の充実に努める。

(3) 売買春からの女性保護

厚生労働省では、売買春を未然に防止するため、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に努める。

2 児童買春に対する対策の推進

(1) 児童買春の根絶に向けた取締りの強化

警察では、児童買春の根絶を図るため、児童買春・児童ポルノ法に基づく取締りを強力に推進するとともに、被害児童に対しては、関係機関等と連携しつつ、必要に応じ継続的な支援等を実施するなどの保護対策を推進することとしている。

(2) 相談体制の充実

児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所を行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を図る。

3 国際的動向への対応

警察では、女性と児童の密輸を防止するため、関係法令による適切な取締りを始め、被害女性の保護等の総合的な対策を、関係省庁、関係団体と連携して推進する一方で、日本国民による海外での児童買春等の問題については、外国の捜査機関と緊密に連携し、的確に対応することとしている。

国連において採択された,「児童売買,児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約選択議定書(仮称)」,「国際組織犯罪条約(仮称)」,「国連国際組織犯罪条約『人の密輸』議定書(仮称)」の趣旨を十分に踏まえつつ,その締結に関する検討作業を行うとともに,各国と協調し、これらの問題の解決に向け、積極的な取組を行う。

また、1996(平成8)年8月にスウェーデンのストックホルムで開催された「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」のフォローアップとして、我が国は、2001(平成13)年12月17日から20日まで、横浜市において、「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」をユニセフ、NGOとの共催により開催することとしており、同会議では、①児童ポルノ、②児童の性的搾取からの予防、保護及び回復、③児童のトラフィッキング、④民間セクターの役割と責任、⑤性的搾取者及び⑥立法と法執行が主要テーマとして取り上げられる予定であり、同会議が最大限の成果を上げるよう、準備に取り組む。

第5節 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

1 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

(1) 企業等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策

都道府県労働局は、事業主に対して均等法に沿った実効あるセクシュアル・ハラスメント 防止対策を実施するよう、行政指導を行うとともに、具体的取組に関するノウハウを提供す る。また、厚生労働省は、セクシュアル・ハラスメントによって精神的苦痛を負った女性労 働者の相談に対応するため、都道府県労働局に専門知識を持ったカウンセラーを配置し、都 道府県労働局雇用均等室の相談体制の充実を図る。

(2) 国家公務員のセクシュアル・ハラスメント防止対策

人事院では、公務職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策に組織的、効果的に取り組むため、「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」の定着を図るなど、より一層の勤務環境の整備を推進する。

防衛庁では、セクシュアル・ハラスメントの防止のため、一般職国家公務員と同様の措置 を採ることを目的として、職員に対する教育の実施や苦情相談への対応などを実施する。

2 雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

文部科学省では、セクシュアル・ハラスメントの防止のため、国立学校等に対して職員等への啓発活動や研修の一層の充実について指導を行っていくほか、公私立大学・教育委員会等に対しても防止のためのさらなる取組を促していくこととしている。

第6節 ストーカー行為等への対策の推進

1 ストーカー行為等への厳正な対処

警察では、平成12年5月に成立したストーカー規制法を適切に運用し、つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する処罰及び被害者に対する援助措置を実施するほか、体制の整備及びストーカー対策実務担当者の教養を実施し、ストーカー行為等に対して厳正に対処していくこととしている。

また、ストーカー事案に関するデータベースの整備について検討を進めることとしている。

2 被害者の支援及び防犯対策

警察では、ストーカー規制法に基づき、警察本部長等による被害者からの申出に応じた自衛措置の教示等の援助を的確に実施していくこととしているほか、ストーカー規制法又は刑罰法令等に抵触しない事案についても、平成11年12月に策定された「女性・子どもを守る施策実施要綱」に基づいて、防犯指導、関係機関の教示等を行うほか、必要に応じて相手方に対する指導警告を行うなど、被害女性の立場に立った対応に努めていくこととしている。

また、被害者の再被害等を防止するため、緊急時に最寄りの警察署に通報する機能を備えた携帯用自動通報装置の整備を推進することとしている。

さらに、関係機関・団体、関係事業者等との連携を強化し、広報啓発活動の推進に努める ほか、ストーカー事案の実態把握及び分析に基づく被害防止策の調査研究の実施を検討する こととしている。

第8章 生涯を通じた女性の健康支援

第1節 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透

(1) 女性の健康問題への取組についての気運の醸成

女性は、妊娠や出産をする可能性があることもあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。こうした問題の重要性について男性を含め、広く社会全体の 意識が高まり、積極的な取組が行われるよう、機運の醸成を図る。

(2) 学校における性教育の充実

文部科学省では、性教育(エイズ教育)を効果的に推進するため、小・中・高等学校を含む地域を指定し、実践研究を行うとともに、研修会(独立行政法人教員研修センターで実施)を開催する。

(3) 性に関する学習機会の充実

文部科学省では、都道府県・市町村が行う、性に関する学習や女性の健康問題を含む目的 別・対象別の学級・講座等を開設することを奨励することとしている。

また、青少年の性行動が低年齢化・活発化している状況や性情報がはん濫している状況を 踏まえ、思春期の男女が性に関する正しい知識を容易に入手できるようにするための施策を 推進する。

厚生労働省では、思春期の男女に対する性や避妊、人工妊娠中絶等に関する相談や情報提供を推進するとともに、保育所等の児童福祉施設や市町村が実施する乳幼児健康診査の場で思春期の男女が乳幼児と触れ合う機会を提供し、生命の尊厳や性に関する学習活動を推進することとしている。

第2節 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進

1 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実

(1) 女性の健康保持のための事業等の充実

厚生労働省では、女性の健康をめぐる様々な問題について気軽に相談できる体制を引き続き整備していくこととしている。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ等の観点から、今後とも、生涯を通じた女性の 健康に関する調査・研究を推進することとしている。

(2) 健康教育の推進

保健所等において、ライフステージに応じた健康教育を実施する。

また,各学校において健康診断や体育・保健体育の教科を中心として健康教育を実施する とともに、学校、家庭、地域の連携や健康相談支援のための体制を整備する。

2 妊娠・出産期における女性の健康支援

(1) 妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供

日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫して、健康診査、保健指導・相談、医療援護等の医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図る。

また,推進協議会を開催する等により,21世紀における母子保健分野での国民運動計画である「健やか親子21」を計画的に推進し,母子保健サービスの一層の充実を図ることとしている。

(2) 不妊専門相談サービス等の充実

子どもを持ちたいにもかかわらず不妊で悩む人々が、正しく適切な基礎情報に基づきその 対応について自己決定できるよう、不妊に関する多面的な相談・情報提供の充実を図る。ま た、不妊治療に関する調査研究を推進する。

(3) 周産期医療の充実

母子の生命や身体への影響の大きい周産期において、妊娠・出産の安全性や快適さを確保するため、周産期医療ネットワークを平成16年度に47都道府県に整備することを目標に、総合的な周産期医療サービスの充実、調査研究を推進する。

(4) 女性の主体的な避妊のための知識等の普及

人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響や安全な避妊についての知識の普及を図る。また、女性が主体的に避妊を行うことができるようにするための避妊の知識の普及等の支援を行う。

3 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援

(1) 成人期、高齢期の健康づくりの支援

厚生労働省では、関係者の協力を得ながら、国民の健康増進、疾病予防及び生活の質の向上のために国民の保健医療上重要な課題となる対象分野を設定し、保健医療水準の指標となる2010(平成22)年を目標年度とした具体的目標を定め、これを達成するための諸施策を体系化した「健康日本21」を推進する。

また、食生活改善推進員(地域において食生活改善を中心とした住民の健康づくりに取り組んでいるボランティア)の養成事業及び食生活改善推進員による地区住民を対象とした健

康づくりに関する知識の普及などの活動に対して国庫補助を行う。

文部科学省,厚生労働省及び農林水産省では,平成12年3月に策定した食生活指針の普及・定着を促すため,連携してその一層の推進を図ることとしており,農林水産省では,各種媒体を通じた全国一斉の普及・啓発活動,地域の食文化や産物を活用した食生活見直しへの取組に対する支援,民間のボランティアの依頼等を実施する。

(2) 子宮がん,乳がん,骨粗しょう症等の予防対策の推進

骨粗しょう症は、低骨密度者の早期発見、早期対策が予防対策の要であることから、老人保健法に基づく保健事業の一環として、40歳及び50歳の女性を対象として、骨粗しょう症の検診事業等を実施する。

また, 市町村の行う子宮がん検診や乳がん検診については, がん検診が円滑に行われるよう引き続き支援していく。

(3) 女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進

文部科学省では、国民の誰もが、どこでも、いつでもスポーツに親しめることのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、子どもから高齢者、障害者まで様々な人が参加できる総合型地域スポーツクラブの育成・定着等を推進する。

第3節 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

1 HIV/エイズ、性感染症対策

(1) 予防から治療までの総合的なHIV/エイズ対策の推進

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(平成11年厚生省告示第217号。エイズ予防指針)に基づき、エイズ患者やHIV感染者の人権や社会的背景に配慮しつつ、HIV感染の予防、良質かつ適切な医療の提供等総合的なエイズ対策を、毎年度その実施状況の評価を加えながら、計画的に推進していくこととしている。

(2) 性感染症対策の推進

厚生労働省では、性感染症対策について、正しい知識や認識の普及・浸透に努めるとともに、予防、健康診査、相談、治療などの適切な対策の実施を図る。

(3) HIV/エイズ, 性感染症に関する教育の推進

文部科学省では、小・中・高校生用教材の作成・配布、教師用参考資料の作成・配布、教職員の研修、エイズ教育推進指定地域の実践研究及びエイズ教育情報ネットワーク整備事業を実施するなど、引き続き学校教育におけるエイズ教育の充実を図る。社会教育においても、地域におけるHIV/エイズ問題に関する学習機会の充実とHIV/エイズ問題の正しい

第8章 生涯を通じた女性の健康支援 知識の普及、啓発の推進を図る。

2 薬物乱用対策の推進

(1) 乱用薬物の供給の遮断と需要の根絶

警察では、薬物密輸・密売組織の徹底壊滅などにより、乱用薬物の供給の遮断に努めるとともに、末端乱用者の取締りや広報啓発活動を通じて薬物乱用を断固拒絶する社会環境づくりを積極的に推進し、需要の根絶に努めていくこととしている。

(2) 少女による薬物乱用対策の推進

警察では、薬物乱用少女の早期発見・補導、再乱用防止のための施策等を推進するとともに、薬物乱用防止広報車を活用しての薬物乱用防止教室の積極的開催を始めとする広報啓発活動に取り組んでいくこととしている。

(3) 薬物乱用防止教育の充実

文部科学省では、新たに高校生用の教材ソフトを作成し、インターネットのホームページに掲載するとともに、引き続き、研修会(独立行政法人教員研修センターで実施)・シンポジウムの開催、薬物乱用防止教室の推進、薬物乱用防止教育教材(小・中・高校生用)の作成・配布等の施策を実施する。

(4) 薬物乱用を許さない社会環境の形成

厚生労働省では、薬物乱用を許さない社会環境の確立のため、各種撲滅運動の実施や各種 啓発資材の作成・配布などの啓発活動を実施する。また、特に薬物乱用防止キャラバンカー については、平成13年度から8台の運行体制を確保し、学校等における啓発活動の一層の充 実を図ることとしている。

第9章 メディアにおける女性の人権の尊重

第1節 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の 支援等

- 1 メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推 進
 - (1) メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援

人権擁護推進審議会において、平成13年半ばころに答申することを目途に、メディアによる人権侵害の問題も含めた「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」について調査審議を進める予定である。

(2) 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離

内閣府では、青少年の健全な育成の観点から、関係府省と連携し、青少年のマスメディア等を介した表現物への接触の在り方に関して政府が実施していくべき取組についての検討を行うとともに、有害環境の実態を把握するための調査を実施することとしている。また、関係団体の性・暴力表現についての自主的な取組の促進を図ることとしている。

警察では、青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界の自主的措置を図るとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りの強化を図ることとしている。

総務省では、青少年のメディア接触状況、メディアが青少年に与える影響等について、引き続き調査を実施することとしている。

文部科学省では、青少年を取り巻く有害環境対策について、引き続き関係業界等への働きかけを実施しつつ、海外における先駆的な取組に関する調査等を行い、その結果を踏まえて我が国におけるNPO等の取組の在り方、それに対する国の支援の在り方等を検討するための調査研究を行う予定である。

(3) 児童を対象とする性・暴力表現の根絶

警察では、児童買春・児童ポルノ法に基づく取締りを積極的に推進するとともに、心身に 有害な影響を受けた児童の保護に努めることとしている。

(4) 地域の環境浄化のための啓発活動の推進

内閣府では、青少年の健全な育成の観点から地域の団体・住民等による環境浄化活動を推

進していくこととしている。

2 インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討

(1) 現行法令の適用による取締りの強化

警察では、ネット上に流通するわいせつな情報や性を商品化した違法・有害情報を、サイバーパトロール等を通じて早期に把握し、違法情報について検挙等の措置を講ずるとともに、有害情報については、関係団体に通報するなどして自主的措置の促進を図っていくこととしている。

(2) インターネットにおける不適切な情報を受信者側で排除できるシステムの開発,普及 総務省では、地方公共団体や教育団体との連携により、青少年保護のため受信者側におい てインターネット上の有害情報を格付け(レイティング)、選別(フィルタリング)する技 術の研究開発を行う等、教育機関等におけるインターネットの利用環境の整備を図る。

経済産業省では、受信者側でインターネットにおける有害情報を選択的に排除できるフィルタリングシステムの高度化を図る。

(3) 接続事業者及び情報提供者に対する広報・啓発活動の推進

総務省では、インターネット等新たなメディアにおける情報についても、従来のメディアと同じく一定のルールが必要であることから、接続事業者等に対して自主的なルールの形成及びその遵守を促し、情報提供を行う者のモラルを確立するため、広報啓発活動を推進する。

警察では、都道府県単位での「プロバイダ等連絡協議会」の設置を推進し、有識者、関係機関・団体、産業界等を通じ、官民が一体となってわいせつ情報その他違法・有害情報の排除を図っていくこととしている。

(4) 自主ガイドラインの策定の支援等

総務省では、プロバイダー等の団体である(社)テレコムサービス協会が策定した自主規制のためのガイドライン(平成10年2月)及びこのガイドラインの趣旨を具体化するためのモデル契約約款(11年1月)の周知、普及等の取組を支援する。

経済産業省では、電子ネットワーク協議会が平成13年2月に作成・公表した「インターネット利用のための社内ルール整備ガイドライン」の普及啓発活動を支援する。

(5) インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等 に関する検討

インターネット上の違法・有害情報対策に資するため、プロバイダ等の責任の明確化及び 発信者情報の開示のためのルール整備について更に検討を進めるとともに、ラベリング・ フィルタリング技術の普及促進を図る。

3 メディア・リテラシーの向上

(1) メディア・リテラシー向上のための広報・啓発

総務省では、平成12年度に実施した「メディア・リテラシー教材等の委託研究」の研究成果物を、広く公開することにより、メディア・リテラシーの向上に向けた取組を支援する。

(2) 情報教育の推進

文部科学省では、学校教育、社会教育を通じて、情報そのものを主体的に収集・判断等できる能力の育成に努めるほか、学校教育において、インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に引き続き努める。

第2節 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれ ない表現の促進

性別に基づく固定観念にとらわれない,男女の多様なイメージを社会に浸透させるため, 平成11年度から12年度にかけて内閣府(総理府)が実施した委託調査研究の成果等を踏ま え,公的機関の広報・出版物等について,男女共同参画の視点に立ったガイドラインの策定 に向けた検討を行うこととしている。

第10章 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする 教育・学習の充実

第1節 男女平等を推進する教育・学習

1 初等中等教育の充実

(1) 学校教育全体を通じた指導の充実等

小学校,中学校及び高等学校における男女平等に関する教育について,引き続き児童生徒 の心身の発達段階に応じて,社会科,家庭科,道徳及び特別活動等を中心に指導を行う。

平成10年12月及び11年3月に改訂された小・中・高等学校学習指導要領の趣旨の周知を図るため、引き続き新教育課程説明会等を開催するとともに、新学習指導要領の円滑な実施のための所要の措置を講ずる。

(2) 家庭科教育の充実

平成10年12月及び11年3月に改訂された小・中・高等学校学習指導要領の円滑な実施のための所要の措置を講ずるとともに、高校生が保育や介護に関する体験活動に取り組む、高校生保育介護体験事業を引き続き実施することとしている。

2 高等教育の充実

(1) 高等教育機関における男女共同参画の推進

従来から、各大学において「女性学」や「ジェンダーと福祉」、「女性問題と社会教育」などの女性学に関する授業科目が開設されているところであり、教育研究に関する事項は各大学が自主的に決定するものであるが、文部科学省では、女性学の意義にかんがみ、また、女性学関連科目の教官育成の観点からも、大学における女性学についての教育研究の充実に適切に配慮する。

(2) 奨学金制度の充実

文部科学省では、次代を担う学生が経済的に自立し、安心して学べるようにするため、希望する学生が貸与を受けられるよう、引き続き、奨学金制度の充実を図ることとしている。

3 社会教育の推進

(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

文部科学省では, 市町村が行う, 親になる前の新婚期, 妊娠期の男女を対象とした学級や

親を対象とした家庭教育学級,女性学級等の学級・講座のうち,モデル的な事業や都道府県が行う男女共同参画アドバイザーの養成等に対して引き続き助成する。

(2) 男女共同参画に関する学習機会の提供

文部科学省では、「地域社会教育活動総合事業」を通じて、市町村が行う男女共同参画社会の形成等の現代的課題に関する学級・講座や女性問題学習講座の開設を引き続き奨励する。

(3) 固定的な男女の役割分担意識にとらわれない教育についての調査研究の充実

個性を大切にし、理由のない男女の固定的役割分担意識にとらわれない、男女共同参画の 視点に立った教育を家庭及び地域で推進するため、教育研究者、民間団体等の連携により、 地域社会全体で取り組むモデル的な事業を引き続き実施する。

4 教育関係者の意識啓発

文部科学省では、男女平等をめぐる意識の涵養を図るための学習プログラムの研究や教材の開発等を実施する都道府県に対して引き続き助成を行うとともに、教職員等中央研修等の機会を通じて教職員の男女共同参画についての意識の涵養を図る。

社会教育主事、社会教育指導員等社会教育に携わる指導者向けの男女共同参画に関する指導資料や、男女共同参画を進める意識や価値観を育む家庭教育に関する資料の普及に努める。

また、独立行政法人国立女性教育会館では、生涯学習の観点から、教育職員の男女平等理解の促進に必要な知識の習得及びジェンダーに敏感な視点の定着を目的として「教師のための男女平等教育セミナー」を開催することとしている。

5 女性学・ジェンダーに関する調査・研究等の充実

女性学に関する研究、教育の充実に資するため、独立行政法人国立女性教育会館では、高 等教育機関における女性学関連科目等の開講状況について、最新の動向を把握するために調 査・研究を引き続き実施し、その成果の普及を図る。

また、大学等に設けられた女性学・ジェンダー研究に関する研究機関において、女性学やジェンダー研究に関する多彩な研究や学生の研究指導を行うほか、シンポジウム・セミナーの開催や年報等の刊行を通じて情報を提供する。さらに、日本学術振興会が行う科学研究費補助金の公募において、時限付き分科細目「ジェンダー」(設定期間:平成13~15年度)を設けており、当該分野における基礎的研究に対して引き続き助成する。

日本学術会議においては、「ジェンダー問題の多角的検討特別委員会」で、ジェンダー問題に関し、人口、健康、暴力等の観点から多角的な検討を行う。

第2節 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

1 生涯学習の推進

(1) リカレント教育の推進

平成13年度も引き続き,各大学において社会人特別選抜,夜間・昼夜開講制及び科目等履修生制度の活用,高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行う大学院修士課程(専門大学院),大学院修士課程における1年制コース・長期在学コースの導入,サテライト教室,さらにはインターネットを利用した授業等による学習機会の提供などを通じ社会人の学習機会の充実を図る。

(2) 放送大学の整備等

ア 放送大学

放送大学では、平成13年度に大学院が設置され、14年4月から修士課程の学生の受入れを 行う予定で準備を進める。

また、引き続き、教育サービスの向上を図るとともに、全国放送等に伴う学生増に対応するため、学習センターの計画的整備を推進する。

イ 単位制高等学校

文部科学省は多様な学習歴や生活環境を持つ学習者が高等学校教育を受けられるよう,引き続き単位制高等学校の充実を図る。

ウ 専修学校

文部科学省では、新たにIT関連分野に即応したスペシャリストや起業家の育成を図るため、様々なプログラム開発を実施するとともに、引き続き教育装置や情報設備の整備、教員研修事業等の施策を行うなど、専修学校教育の一層の振興を図る。

(3) 学校施設の開放促進等

文部科学省では、引き続き、学校施設の地域への開放の促進を図る。

(4) 青少年の体験活動等の充実

文部科学省では、「全国子どもプラン」を踏まえ、子どもたちの体験活動を推進するための各種事業を実施する。具体的には、全国の親や子どもたちに様々な体験活動や家庭教育支援活動に関する情報提供を行う「子どもセンター」を平成13年度は全国で1,000か所程度設置する。

さらに、平成13年度から、青少年の社会性を育むために、地域の子どもたちが年間7日程度の奉仕活動に取り組むモデル事業や、悩みを抱える青少年を対象とした体験活動推進事業を実施する。また、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターにおいては、

「子どもゆめ基金」を新たに設け、青少年団体等の行う子どもの体験活動等に対する助成を 行う。

(5) 民間教育事業との連携

文部科学省では、学習需要の増大・多様化に適切に対応していく観点から、カルチャーセンターや学習塾等の民間教育事業者と随時意見交換を行うなど、教育行政機関と民間教育事業等との適切な連携協力を引き続き推進する。

経済産業省では、生涯学習の振興方策の研究等をするために商工会議所を活用した国際シンポジウムを開催し、生涯学習機会の提供を行うこととしている。

(6) 高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進

文部科学省では、引き続き衛星通信を利用した教育情報通信ネットワークの高度化を推進するための調査研究を実施するとともに、新たに衛星通信を活用して大学等の公開講座を公 民館等を通じて広く全国に提供するシステムを構築するための調査研究を行うこととしている。

(7) 現代的課題に関する学習機会の充実

文部科学省では、人々が社会生活を営む上で理解し、体得しておくことが望まれる現代的 課題や地域の実情に応じた学習活動に関する学習機会を提供するため、市町村が行う学級・ 講座などへの助成を引き続き行う。

(8) 学習成果の適切な評価

引き続き、文部科学省認定技能審査を通じて、生涯学習の成果の多元的な評価に努める。

2 エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実

(1) 女性の生涯にわたる学習機会の充実

文部科学省では,女性学級において,女性の学習の普及奨励に努めるほか,大学等と連携 した高度で専門的な学習機会の提供を奨励することとしている。

(2) 女性の能力開発の促進

文部科学省では、女性の地位向上や能力の開発を図るため、子育て後の女性を対象として 再就職に必要な知識、技術、心構え等を学習する女性の職業生活準備セミナーの普及奨励に 努める。また、女性団体・グループが男性とのパートナーシップを図りつつ、男女共同参画 の視点から地域社会づくり等に参画する事業を推進することにより、女性のエンパワーメン トの促進を図ることとしている。

(3) 女性の学習グループの支援

文部科学省では、教育委員会や女性教育団体等が行う女性教育指導者の研修を奨励し、学習活動の企画・運営への女性の参画の促進を図るよう、女性教育指導者の養成に努める。

第10章 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(4) 国立女性教育会館の事業の充実等

独立行政法人国立女性教育会館は、全国の女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する調査研究、女性・家族に関する情報の収集・提供を行うとともに、女性関連施設、団体・グループ等とのネットワークを充実し、女性情報ネットワークの拠点としての機能を強化することにより、女性教育の振興を図り男女共同参画社会の形成の促進に努める。

また、女性教育に関するナショナルセンターとして、国内外の女性関連施設・機関等と連携しつつ、事業の充実を図ることとしている。

ア 研修・交流事業の充実

男女共同参画及び女性の自発的学習を促進するための各種研修事業並びに国内外の女性教育関係者及びジェンダーに関心を持つ人々の交流機会の充実を図る。

また、女性教育・家庭教育に関する事業の企画・立案等に関する実践的な研修として「女性のエンパワーメント支援セミナー」、日本を含むアジア太平洋地域の行政担当者、NGOの指導者を対象とした情報処理技術研修として「国際女性情報処理研修」等を実施する。

イ 調査研究事業の充実

男女共同参画社会に向けた女性教育・家庭教育に関する専門的な調査研究事業の充実を図る。平成13年度は新たに、男女共同参画の視点に立った統計データの内容等についての調査研究として「ジェンダー統計に関する調査研究」、男女共同参画社会の形成に必要な基礎知識や学習支援方法についての調査研究として「ジェンダーの視点に立った家庭教育の内容と方法に関する調査研究」、男女共同参画社会の形成に向けた生涯学習の振興に資するため「女性の学習関心と学習行動に関する国際比較調査」を実施することとしている。

ウ情報事業の充実

女性教育情報センターにおいては、女性及び家族等に関する各種データベースの提供・情報資料の作成・配布等を行い、各種データベースをインターネットのホームページ (http://www.nwec.go.jp) で提供する。また、女性情報のポータルサイト (Winet CASS)をホームページ上で公開し、利用の促進を図るとともに、国内外の関連機関・施設、団体・グループ等との女性情報ネットワークの拠点として、活動の充実を図る。さらに、女性関連施設職員の情報コミュニケーション技術習得をサポートすることとしている。

エ 女性教育施設の支援

文部科学省においては、独立行政法人国立女性教育会館を中心に、各地の公私立女性教育施設が行う各種の学習活動を支援する等、女性教育施設の充実を図る。

3 進路・就職指導の充実

(1) 進路指導の充実

中学校及び高等学校では、男女の差別なく、生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を 選択することができるよう、計画的・組織的に進路指導を行う。

平成13年度においては、「中・高校生の職場体験事業(キャリア体験等進路指導総合改善事業)」を拡大して実施するとともに、新たに、発達段階に応じたキャリア教育を推進するため「キャリア教育実践モデル地域の指定 | 事業を行うこととしている。

(2) 女子高校生,女子学生に対する職業意識の醸成,意識啓発の実施

都道府県労働局では,女子学生,女子高校生等に対して,意識啓発セミナーの開催や就職 ガイドブックの配布により,適切な職業選択を行えるよう啓発を図る。

(3) 就職指導の充実

文部科学省では、「全国就職指導ガイダンス」を開催し、学生の就職機会の拡充や、女子 学生の機会均等の確保に努めるとともに、各大学等に対して学生一人一人に応じたきめ細か な就職指導や就職相談体制の充実を行うよう引き続き要請する。

第11章 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

第1節 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

国内における男女共同参画社会の実現に向けた取組を行うに当たって、男女共同参画に関連の深い各種の条約や、女性2000年会議の成果文書、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の指針を積極的に国内に取り入れるように努めていく。

第2節 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

1 国連の諸活動への協力

(1) 会議・委員会等への協力

ア 国連婦人の地位委員会

2002(平成14)年3月頃,第46回国連婦人の地位委員会が開催され,「女性の地位向上」に関する議論が行われる予定である。

イ 国連総会第3委員会「女性の地位向上 審議

2001 (平成13) 年秋に開催される第56回国連総会において「女性の地位向上」に関する議論が行われる予定である。

ウ 女子差別撤廃委員会

2001 (平成13) 年7月及び2002 (平成14) 年1月には,第25回・第26回女子差別撤廃委員会が開催され,ニカラグア,ヴィエトナム,スリランカ等の条約実施状況に関する報告書の審査が行われる予定である。

(2) 国連機関・基金等への協力

ア 国連婦人開発基金

平成13年度には、昨年度と外貨同額である141.6万ドルの拠出を行うこととしている。また、同基金の下に設置されている「女性に対する暴力撤廃のための国連婦人開発基金信託基金」に対しても、昨年度と外貨同額である40万ドルの拠出を行うこととしている。

イ 国連婦人調査訓練研修所

平成13年度には、昨年度と同額である6.5万ドルの拠出を行うこととしている。

ウ 国連教育科学文化機関

国連教育科学文化機関(ユネスコ)は、2000-2001年事業計画・予算において女性を引き

続き優先グループのひとつとして位置付け、女性に対する取組を重視している。女性に対する識字教育及び基礎教育の普及、科学技術教育・科学研究への女性の参加の促進などに関連した諸事業を実施する。我が国は、アジア・太平洋地域における女性の識字の普及のため、ユネスコ信託基金を拠出するとともに、財団法人ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)や国立大学等において識字教材開発事業等を実施する。

2 WID/ジェンダーの推進

(1) WIDイニシアティブの推進

ア 教育

開発途上国及び他の援助国と協力しつつ,2005 (平成17) 年までに,開発途上国における6歳から11歳までの男女格差をなくすことを目指す努力を支援する。また,同様にして,2010 (平成22) 年までに開発途上国の6歳から11歳までの女子のほぼ全員が男子と同様に学校教育を受けられるようにすることを目指す努力を支援する。

イ 健康

2010 (平成22) 年までに、妊産婦死亡率 (出生10万人当たりの妊産婦の死亡者数) を200 以下に下げることを目指す努力を支援する。また、出産に対する圧力を軽減するという観点から、2015 (平成27) 年までに乳幼児死亡率 (出生1,000人当たりの1歳未満の子供の死亡者数) を35以下に下げることを目指す努力を支援する。

ウ 経済・社会活動への参加

女性のための適正技術の研修・訓練の場の提供,女性の労働環境の改善,女性問題関連の 法律,制度の整備のための協力を行う。また,経済活動への女性の参加を促進する上で,女 性の起業家が多い零細企業の育成を支援していくことが有益であるため,女性に対する支援 制度の導入を支援し、また、資金協力等の積極的支援を行う。

(2) 様々な枠組みを活用した援助案件の実施

我が国としては、平成13年度においても、無償資金協力事業(草の根無償資金協力を含む)、NGO事業補助金、有償資金協力事業、専門家等の派遣等の技術協力事業を通じて、WID分野における支援を継続していく予定である。

また、国際機関を通じた支援については、平成13年度には、国連開発計画 (UNDP) WID 基金へ200万ドル、国際農業開発基金 (IFAD) WID基金へ50万ドル、アジア工科大学院 (AIT) WID講座支援に4万ドルの支出を行う予定である。

ア 農山漁村女性の開発への参画・能力発揮の支援

開発途上国の農業女性指導者の資質向上及び女性農業者の組織強化プロジェクト作成手法 並びにジェンダーの視点に立った農家の営農・生活改善と所得の向上を目的とした国際協同 第11章 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

組合同盟が実施する研修に対して資金を拠出する。また、開発途上国の青年・女性農業者に対して先進的な技術を習得させるとともに、農村女性の社会・経済的条件を改善するため、専門家の派遣によるフォローアップを引き続き行う。

イ 国際ボランティア貯金

総務省では、「国際ボランティア貯金」の寄附金の配分を通じて、開発途上国で民間海外援助団体(NGO)が実施する識字事業、保健衛生・栄養・生活改善指導、職業技術指導等による女性の自立を支援する。

3 女性の平和への貢献

我が国は、平和を推進する国際機関の役割の重要性を認識し、また、紛争時において最も 支援を必要とする人々は女性や子どもであることを考慮し、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、国連児童基金(UNICEF)等の人道支援国際機関に対し積極的な協力を行う。

4 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

我が国では、国際会議への政府代表団について、その会議の性格等を勘案し、男女を問わず最も適格な者を任命しているが、近年では政府代表団の女性のメンバーは漸次増加している。

なお,2001 (平成13) 年の第46回国連婦人の地位委員会及び第56回国連総会においても,例年に引き続き民間女性を「日本代表」,「政府代表代理」等の資格で派遣することが予定されるほか,現在の女子差別撤廃委員(女性)も2002 (平成14)年までその任期を務めることとなっている。

5 国際交流・協力の推進

(1) あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進

外務省は、日本・ヨルダン・エジプト・パレスチナ女性交流プログラムを実施しており、 平成13年度は、我が国より民間女性が中東地域を訪問し、関係者と意見交換を行うこととしている。

内閣府では、男女共同参画関連国際会議で中心的役割を果たしている欧州での男女共同参画の動きや変化について情報を得るとともに、政策担当者との意見・情報交換ネットワークづくり等を目的としてEU及び欧州評議会と連携についての意見交換を予定している。

厚生労働省は、「女性と仕事の未来館」において、我が国の女性労働関係者と開発途上国の女性労働関係者との相互交流を行い、我が国のこれまでの女性労働の経験、就労支援策に関する情報提供と技術的支援を実施する等、「開発と女性」の視点を踏まえて、開発途上国

への援助を推進する。

(2) 環境問題に関する国際協力等の取組の推進

環境省では、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、女性の知識 や経験がより広くいかされることになるよう、開発途上国における環境教育支援事業等を引 き続き実施していく。また、アジア太平洋地域において長期的展望に基づく行動計画を策定 するため、将来環境予測の検討や環境意識に関する研究を進める。

(3) 女性の教育分野における国際交流・協力の支援

独立行政法人国立女性教育会館では、日本及び海外における女性情報の現状・課題について行政と民間の両面から討議を行うことを目的として、「女性情報国際フォーラム」を実施することとしている。また、「海外婦人教育情報専門家情報処理研修事業」を組み替えた「国際女性情報処理研修」、国際協力事業団の委嘱を受けた「女性教育推進セミナー」を実施することとしている。その他各種団体等の国際交流機会の提供を行うとともに、年2回の「NWEC Newsletter」の発行を行う。

(4) 経済分野における国際協力

1999 (平成11) 年に採択された「APECにおける女性の統合のためのフレームワーク」の実施のため、2001 (平成13) 年には引き続き諮問グループの下、APECの各会合の場で情報セッションを行い各々の活動にジェンダーの視点を反映させる能力の開発を行う。またデータ収集・分析、良い事例集の編さんといった活動を行う予定である。中小企業、人材開発、産業技術等の会合においては、女性の統合の議論を継続していく。

第12章 計画の推進

第1節 国内本部機構の組織・機能強化

1 男女共同参画会議の機能発揮

(1) 男女共同参画会議の機能発揮

男女共同参画会議は、引き続き所管の事項について調査審議を進めるとともに、専門調査会を積極的に活用し、その機能を最大限に発揮するよう努める。

平成13年度は、「仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会」において引き続き調査審議を進めるほか、「基本問題専門調査会」、「女性に対する暴力に関する専門調査会」、「苦情処理・監視専門調査会」及び「影響調査専門調査会」を設置し、調査審議を進めることとしている。

(2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視

男女共同参画会議において、内閣府を含む関係府省の協力の下、男女共同参画に係る専門家及び各分野の専門家の知見も活用しつつ、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視を行うこととしている。

(3) 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査

男女共同参画会議では、「影響調査専門調査会」において、男女共同参画影響調査を実施することとしている。さらに、これらを円滑に実施し、かつ実効あるものとするために、当面の具体的な取組として、専門家の協力を得つつ、データの収集、事例研究等を行うこととしている。

2 総合的な推進体制の整備・強化等

(1) 男女共同参画基本計画の推進

政府は、平成12年12月12日、男女共同参画社会基本法に基づく初めての計画である「男女 共同参画基本計画」を閣議決定した。これに沿って、関係行政機関が連携を保ちつつ、総合 的に諸施策を推進する。

(2) 男女共同参画社会基本法の広報啓発活動の実施

男女共同参画社会基本法の目的,基本理念等について,各種会議等の場を利用し,説明・ 講演を実施するとともに,資料配布,インターネットによる情報提供等により,広く国民の 理解が深まるよう,あらゆる機会をとらえてその周知を図る。

(3) 男女共同参画白書の作成

男女共同参画社会基本法第12条に基づき,「平成12年度 男女共同参画社会の形成の状況 に関する年次報告」及び「平成13年度において講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」(男女共同参画白書)を作成する。

(4) 国際機関,諸外国の国内本部機構との連携・協力の推進

男女共同参画社会の形成に関する各種国際会議への出席、相互交流、インターネット等を活用した情報交換を通じて、国際機関、諸外国の国内本部機構の連携・協力に努める。

また、内閣府は、我が国と共通の課題を持つ、世界各国の男女共同参画分野における有識者を東京及び地方に招へいして「男女共同参画グローバル政策対話」を開催し、全国的視野に立った男女共同参画社会の形成の促進を図るとともに、国際的協調をより深めることとしている。

(5) 行政相談委員,人権擁護委員等の活用

政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済については、行政相談委員、人権擁護委員に対し、男女共同参画に関する認識を高めるため、引き続き情報提供の充実を図るとともに、こうした実施状況を踏まえ、地方公共団体と緊密に連携していくともに、その充実を図っていくこととする。

総務省では、男女共同参画社会の形成をテーマとした行政相談懇談会を開催するなどにより、苦情や意見・要望を積極的に受け付けるほか、引き続き、女性行政相談委員の委嘱割合の向上を図るとともに、男女共同参画に関する認識を高めるための研修、情報提供等の充実を図る。

第2節 調査研究、情報の収集・整備・提供

1 男女共同参画社会の形成に関する調査研究

個人のライフスタイルの選択に大きなかかわりをもつ社会制度について,総合的な視点からの検討を行うため、諸外国の社会制度等を調査する。

2 国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供

内閣府では、国連婦人の地位委員会、女子差別撤廃委員会やアジア太平洋経済協力 (APEC)等の国際的な取組や各種地域機関、諸外国における先進的な取組の動向につい て情報を収集・整備し、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の報告会、政府の広報 誌、インターネット等を通じて、情報を提供する。

3 ホームページによる情報の提供

内閣府男女共同参画局では、インターネットホームページを通じて、国内外の男女共同参画社会の実現に向けた取組に関する情報を提供するほか、本ホームページを男女共同参画に関する総合的な情報交流の拠点とするべく、一層の充実を図ることとしている。

4 広報・啓発活動

(1) えがりて等の発行

男女共同参画推進本部,地方公共団体,女性の団体等の活動状況等を関係機関及び一般に知らせるため、男女共同参画推進本部ニュース「えがりて」を奇数月に発行する。

(2) 英文えがりての発行

海外に我が国の女性の現状を紹介するため「Women in Japan Today」を発行し、各国政府や国際機関等に配布する。

第3節 国の地方公共団体、NGOに対する支援、国民の理解を深める ための取組の強化

1 地方公共団体に対する支援の強化

(1) 男女共同参画フォーラムの開催

引き続き、男女共同参画社会づくりに向けて、各地域での取組の促進、気運を広く醸成することを目的として、「男女共同参画フォーラム」を開催する。

(2) 男女共同参画宣言都市奨励事業の実施

市区町村において、男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることを奨励することを目的として「男女共同参画宣言都市奨励事業」を引き続き実施する。また、男女共同参画宣言都市奨励事業に取り組んでいる地方公共団体の首長等による「全国男女共同参画宣言都市サミット」を開催する。

2 NGOとの連携の強化

(1) 男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)の開催

各界各層との情報・意見交換やNGO間相互の交流による連携を図ることを目的として、 男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)を引き続き開催する。全体会合、企画 委員会を開催するほか、平成13年度は男女共同参画社会の形成に関するパンフレットを作 成・配布する。 第3節 国の地方公共団体,NGOに対する支援,国民の理解を深めるための取組の強化また,企画委員会は,適宜広範な国民各界各層との情報・意見交換のための会を主催する。

3 男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

(1) 男女共同参画週間

男女共同参画推進本部決定(平成12年12月26日)を受け、13年度より6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施することとしている。この期間内において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催を始めとして、全国的に各種行事を行い、広報啓発活動を行うこととしている。

(2) 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議の開催

男女共同参画社会の実現に向けて、国民各界各層の様々な取組が行われるよう気運醸成を 図るため「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議 | を開催する。

(3) 男女共同参画ヤングリーダー会議の開催

内閣府は、各地域の若年層における男女共同参画社会づくりに向けての気運の醸成・意識の浸透を図り、全国各地における男女共同参画社会の形成に向けた取組を促進することを目的に、男女共同参画ヤングリーダー会議を実施する。

(4) 男女共同参画社会づくり功労者内閣官房長官表彰

多年にわたり男女共同参画社会づくりに顕著な功績のあった個人を内閣官房長官が顕彰する。

(資料) 平成13年度 男女共同参画推進関係予算額の概要

(単位:千円)

					(本位・111)
主	要	事	項	所 管	平成 13 年 度 予 算 額
	的方向と具体的施策				
(1) 国の政策・方(2) 地方公共団体(3) 企業、教育・	過程への女性の参画の 針決定過程への女性の 等における取組の支持 研究機関、その他各種 び情報・資料の収集、)参画の拡大 後、協力要請 重機関・団体等の取組の)支援	人 事 院	4, 103 4, 103
(1) 男女共同参画	視点に立った社会制度 の視点に立った社会制度 を持った広報・啓発活		の改革	厚生労働省	119, 547 119, 547
(3) 法識字の強化				総務省 国土交通省	(582, 850) (5, 533)
(1) 雇用の分野に(2) 母性健康管理(3) 女性の能力発		養会と待遇の確保対策 σ	推進	厚 厚 厚 经 经 受 医 经 经 经 经 经 经 经 经 经 经 经 经 经 经 经 经	66, 760, 047 2, 770, 030 166, 071 57, 253, 743 6, 834 276, 873 6, 278, 567 7, 929 *財投
(1) あらゆる場に(2) 政策・方針決(3) 女性の経済的(4) 女性が住みや	る男女共同参画の確立 おける意識と行動の多 定過程への女性の参理 地位の向上と就業条件 すく活動しやすい環境 して活動し、暮らせる	E革 国の拡大 +・環境の整備 きづくり		農林水産省農林水産省農林水産省農林水産省農林水産省農林水産省	33, 920, 958 743, 920 (513, 094) 32, 775, 585 201, 211 200, 242
(1) 多様なライフ(2) 仕事と育児・(3) 家庭生活、地	と家庭・地域生活の同スタイルに対応した引 スタイルに対応した引 介護の両立のための尾域社会への男女の共同	子育て支援策の充実 雇用環境の整備 引参画の促進		文厚 警 経国厚内 文厚警 経工生 閣 學 爾 子 閣 學 爾 子 衛 里 生 閣 學 働 学 働 学 貴 環	1, 321, 577, 984 1, 632, 865 1, 212, 816, 372 (34, 100, 000) (4, 231, 992) (2, 399, 203, 000) 92, 993, 979 582, 047 659, 696 10, 186, 898 2, 706, 127
	して暮らせる条件の素 して暮らせる介護体制			総 務 省 厚生労働省 経済産業省	7, 170, 910, 434 1, 854, 119 1, 559, 409, 506 (4, 231, 992)
(2) 高齢期の所得 (3) 高齢者の社会				厚生労働省内閣府文部科学省厚生労働省	(4, 231, 352) 5, 295, 399, 411 60, 365 127, 876 21, 426, 534
(1) 陸中のよう世	への配慮の重視			厚生労働省	287, 945, 393

(単位:千円)

					(単位:千円)
主	要	事	項	所 管	平成13年度 予 第 額
7 女性に対するよ	あらゆる暴力の根絶				5, 273, 765
	る暴力を根絶するための	非般づ くり		警察庁	651,872
(1) 女正吃到9个	J 旅りで (民間 9 る /この)の	全盆 クトリ		法務省	3, 440
				厚生労働省	375, 214
(2) 主・パートラ	ナーからの暴力への対策	の推准		厚生労働省	161, 517
(3) 性犯罪への対		∨7.⊞.匹		警察庁	453, 225
(4) 売買春への対				警察庁	377, 131
(4) 九貝合 (4)	り水り圧圧			三	124, 342
				外務省	32, 100
				厚生労働省	2,070,138
(F) . トカショマ)	レ・ハラスメント防止対	竿の米 米		人 事 院	
(5) セクノエ//	レ・ハノヘスマド防止約。	束 の 推進		厚生労働省	2,974
(c) 7 h - 4 - 4	行為等への対策の推進				267, 350
(6) ストールー1]為寺、の対東の推進			警察庁	754, 462
 8 生涯を通じたす	女性の健康支援				24, 656, 149
(1) リプロダクラ	ティブ・ヘルス/ライツ	に関する意識の浸透		厚生労働省	619, 267
	た女性の健康の保持増進			文部科学省	938, 450
, , _, <u>,</u> _ ,				厚生労働省	21, 156, 814
				農林水産省	1, 100, 000
(3) 女性の健康を	をおびやかす問題につい	ての対策の推進		警察庁	40, 964
(1)	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			文部科学省	539, 288
				厚生労働省	261, 366
9 メディアにおり	ナる女性の人権の尊重				30,042
	と尊重した表現の推進の	ためのメディアの取る	組の支援等	文部科学省	30, 042
	中華 した状況 小田地ツ	12 4 J 4 J 7 1 J 4 J 4 K 1	四 > 入 及 寸	総務省	(31, 040)
				経済産業省	(180, 000)
(2) 国の行政機関	関の策定する広報・出版物	勿等における性にとら	っわれない表現の促進	性仍压术包	(180,000)
10 男女共同参画を	を推進し多様な選択を可	能にする教育・学習(の充実		68, 764, 217
	推進する教育・学習	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,,,,,,,	文部科学省	2, 205, 296
(=) 33311 3 = 4				厚生労働省	305, 444
(2) 多様な選択を	を可能にする教育・学習	機会の充実		文部科学省	66, 238, 852
(=)) 4 3 (3) (1)	7 130	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		経済産業省	14, 625
	平等・開発・平和」への は##の見中・の思わるか				692, 488
	基準の国内への取り入れ 「正然、関系、正和」。			hi 76 11	450 045
(2) 地球社会の	「平等・開発・平和」へ	の貞献		外務省	473,047
				文部科学省	16, 148
				厚生労働省	65,836
				農林水産省	115, 892
				環境省	21,565
小 計					8, 692, 709, 734
第3部 計画の推進	崖			内 閣 府	405, 105
				法 務 省	13, 314
総 合 計					8, 693, 128, 153
				L	

- (注) 1 主要事項は、従来「男女共同参画2000年プラン」によっていたが、平成12年12月に閣議決定された「男女共同参画基本計画」の第2部「施策の基本的方向と具体的施策」及び第3部「計画の推進」によっている。従って、前年度予算額との比較は行っていない。
 - 2 ()内の金額は、その額の一部が男女共同参画推進関係予算に該当しており、合計等には算入していない。 *印は、予算額を特定できなかったもの。